

第二百十回 参議院環境特別委員会會議録第五号

平成三年四月二十四日(水曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月二十三日
山田 勇君 補欠選任
小西 博行君

四月二十四日
山田 勇君 補欠選任
小西 博行君

出席者は左のとおり。

委員長 上野 雄文君
理事 木宮 和彦君
森山 眞弓君
田淵 敷二君
広中和歌子君

委員 井上 章平君
石川 弘君
石渡 清元君
大島 慶久君
須藤良太郎君
原文兵衛君
真島 一男君
清水 澄子君
篠崎 年子君
松前 達郎君
山田 健一君
高桑 栄松君
香取タケ子君
中村 鋭一君
小西 博行君
山田 勇君

国務大臣

国務大臣 (環境庁長官) 愛知 和男君

政府委員

環境庁長官官房 森 仁美君
環境庁企画調整 渡辺 修君
局長 加藤 三郎君
環境庁自然保護 伊藤 卓雄君
局長 古市 圭治君
環境庁大気保全 武智 敏夫君
局長 環境庁水質保全 宅間 圭輔君

事務局側

第二特別調査室 中田 好昭君
説明員 西口 千秋君
近藤 信司君
吉澤富士夫君
関口 洋一君
川村秀三郎君
石原 葵君
林 洋和君

説明員

警察庁刑事局保安部長 安部保課長
文部大臣官房文書課長 西口 千秋君
文部省初等中等教育局長 近藤 信司君
文部省初等中等教育局長 吉澤富士夫君
文化庁文化財保護課長 関口 洋一君
文化庁文化財保護課長 川村秀三郎君
農林水産省農産課長 石原 葵君
農林水産省農産課長 林 洋和君
林野庁業務部長 山田 勇君
林野庁業務部長 山田 勇君
水産庁漁政部長 山田 勇君
水産庁漁政部長 山田 勇君
通商産業省貿易局長 山田 勇君
通商産業省貿易局長 山田 勇君

通商産業省機械課長 川嶋 温君
通商産業省自動車課長 長島 英雄君
通商産業省生活産業局繊維製品課長 長田 直俊君
通商産業省生活産業局窯業建材課長 樋口 忠夫君
運輸省地域交通局長 石垣 勇君
運輸省技術安全課長 石井 幸男君
運輸省貨物流通局長 木本 英明君
運輸省港灣局計画課長 十亀 彬君
建設省住宅局建築防災対策室長 十亀 彬君

本日の会議に付した案件
○鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公害及び環境保全対策樹立に関する調査(自動車等の窒素酸化物対策に関する件)
(スパイクタイヤ規制の問題に関する件)
(ワシントン条約の国内体制の整備に関する件)
(アスベスト被害の総合的対策に関する件)
(地球環境問題と日本の環境協力に関する件)
(自然との触れ合い増進と公園整備に関する件)
(温暖化問題に対する我が国の対応に関する件)
(生活排水対策に関する件)
(日本企業の海外進出等における環境への配慮に関する決議の件)

○委員長(上野雄文君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十三日、山田勇君が委員を辞任され、その補欠として小西博行君が選任されました。

○委員長(上野雄文君) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。愛知環境庁長官。

○国務大臣(愛知和男君) ただいま議題となりました鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、鳥獣の保護繁殖を図るため、環境庁長官が定める狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲を禁止するとともに、鳥獣保護区等を設定し当該区域における鳥獣の捕獲を禁止するほか、鳥獣保護事業を実施する等の措置を講じているところであり、特定の用具を使用した鳥獣の違法捕獲が絶えないことから、これを防止するための新たな措置を講じていくことが課題となっております。

この法律案は、このような課題を踏まえ、鳥獣の保護繁殖を図るため、狩猟鳥獣の捕獲のために使用する網を禁止されている網またはわなのうちその使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすものを所持し、または販売する等の行為を規制しようとするものであります。

以下、改正案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、狩猟鳥獣の捕獲のために使用することを禁止されている網またはわなのうちその使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすもの(特定猟具)は、特定の事由により環境庁長官の許

可を受けて行う場合を除き鳥獣の捕獲の目的で所持してはならないこととしております。

第二に、特定猟具は、特定の事由により環境庁長官の特定猟具の使用による鳥獣の捕獲の許可を受けた者に対する場合及び輸出入の特定猟具をあらかじめ環境庁長官に届け出た場合を除き、販売し、または頒布してはならないこととしております。

この特定猟具は環境庁長官が定めることとしており、かすみ網を定める予定といたしております。なお、この法律の施行につきましても、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上野雄文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○篠崎年子君 四月二十二日はアースデー、五月十日から一週間はバードウィークとなっております。地球には四十五億の人類と数多くの鳥獣、昆虫あるいは植物などが生育をしてお互いに持ちつ持たれつの関係を保ちながらそれぞれの生を維持しているのではないだろうかと思ひます。

そういう中で、人間だけが生活を豊かにするためにそのほかのものを犠牲にしてよいといったようなおごった生活をしていると、そのツケが私たちの子孫にはね返ってくるのではないだろうか。オゾン層の破壊や地球の温暖化、あるいは水質汚染などいろいろな問題もありましかれども、本日は人間の生存と他の生物との関係について長官はどのようにお考えになっていらっしゃるか、まず長官の御認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(愛知和男君) 私と基本的には今委員がお述べになりましたのと同じような認識でございます。

います。いわゆる野生生物と申しますのは、我々人類にとりまして、地球という生態系の中にも生きる共存者でありますし、我々の環境の状況を的確に示す指標でもありますし、そうして人類に多くの恵みを与えてくれる資源と申しましかれども、資源という言葉が適切かどうか分かりませんが、そういう意味合いもございします。決してこれを絶滅させてはいけない存在だと思ひます。

したがいまして、私といたしましては、このような立場に立ちまして、ともに生き続けていく道を国内的にもまた地球規模でも求めていくべくあらゆる場で主張し、努力をしていくつもりでございます。

○篠崎年子君 長官はそういうふうにお考えになっていらっしゃると思ひますけれども、やっぱりそれを実行に移すべくいろいろな努力がなされなければならぬと思うわけです。ところが、我が国の今までの様子をお考えになりました場合に、本当にそうなっているんだらうかということをお大層心配するものでございします。

まず、我が国の鳥獣保護の法制ということについて考えてみますと、これはもう御存じだと思ひますけれども、一八九五年に最初の狩猟法が制定され、免許制にして、捕獲してはいけない保護鳥獣を決めたのが始まりだというふうに言われております。その後、一九一八年に狩猟法で鳥獣だけを指定して、ほかの鳥獣はすべて保護する制度に改正されております。戦後さらに、一九六三年に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律と改正され、狩猟から保護の立場が重視されるようになったというふうに関係しているわけです。なお、この鳥獣行政につきましては一九七一年に農林省から環境庁に移された点について環境庁の方から御説明いただき、その後でそのことについて長官の御見解なり御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(伊藤雄雄君) 鳥獣保護政策の現状あるいは今日抱えております課題といった点についてのお尋ねかと存じますが、鳥獣保護行政についての特に法制面での推移につきましては、ただいま先生から御紹介いただきましたとおり、現在鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づきましてやっておりますが、それに至る経過はまさに狩猟法に始まりまして時代とともに鳥獣保護の視点を加えて今日に至ったところかと存じます。私ども現在そういう観点で、鳥獣保護及び管理という点で意を用いておりますけれども、さらに全般的な課題といたしまして野生生物にかかわる問題も抱え込んでございするというのが現状でございます。

まず第一点の鳥獣の保護、管理の点でございしますが、従来は狩猟の適正化ということで、これは現在も引き続いておるわけでございしますけれども、さらに加えまして絶滅のおそれのある鳥獣の保護増殖対策、この充実ということが一つ大きな柱になっております。それからもう一つは、い

わば人間と動物の生活の調整といひますか、現在の日本におきます自然環境というものは、鳥獣の生息環境といたしましては非常に難しい状況になってきておる。特に人間生活とのかかわり合いがあるいは接点におきましていろいろな問題が起きております。御案内のとおり、カモシカの問題がしかり、それから狼とか一般的なシカの有害駆除の問題であるとか、あるいは都市部におきましてはカラスとかドバト等の問題などが出てきておる。これはまさに我々の生活との間をどう調整するかという問題かと思ひます。

それからもう一つ大きな柱であります野生生物の問題でございしますけれども、昭和六十一年に野生生物保護法というものが認められまして、私どもとしてもそこを中心いろいろ施策を練っておるところでございしますけれども、野生生物施策をどう考えていくかということについて、まだ実は体系立った考え方を整理しかねております。それから今後におきましても、それらを仮に法律なり制度なりで裏付けていくとしたらどういうふうにしたらい

いのか、基本的な考え方を整理しながらそういった今後の施策、対策の体系づけもしていき

いと現在検討を進めている段階でございします。以上でございします。

○国務大臣(愛知和男君) 野生生物との共存関係、こういうことだと思ひますのでございまして、今までこういったような問題を正面から我々が認識し、あるいは取り上げていくような環境に必ずしもなかつたように思ひますのでございします。つい最近、環境庁といたしましても、環境と文化に関する懇談会と称しまして幅広い方々にお集まりをいただきまして、いろいろ御討議をいただき、ついせん

だつて提言をいただきました。その中でも、環境を分かち合うというそういう気持がこれからの人間の生き方として大切なのではないかと御提言をいただきました。

この問題もそういった部分と非常に関連をするわけでございまして、私どもの生き方の問題に関連をする話だと思ひますが、とにかく野生鳥獣との共存関係をどういうふうにつくり上げていくか、その中で環境庁として行政の立場でどういうふうな役割を果たしていくのが適切か、これから真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。

○篠崎年子君 それでは、本日議題となつております鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案についてお伺いをいたしたいと思ひます。先ほどの趣旨説明の中にもありましたように、「かすみ網を定める予定といたしております」と、こうなっておりますので、かすみ網のことについてお尋ねをしたいと思ひます。かすみ網、実はかすみ網といふのを今まで見たことがございしませんので探してみたいと思ひました。やっとなつて見つけました。初め説明を聞いたときは、女の方が頭にかぶるネットのようなものだと聞いたんです。ぴんと来ませんでしたので、実物を何とかして手に入れたと思ひます。こういうものでございまして、これがかすみ網のこと、ここに黒い大きな糸が入っているわけですね。これがいわゆる棚糸といふもの、だそう

そして、こちらにありますのは、スーパ等で売ってありましたけれども、これは防鳥網といって売ってございます。これが防鳥網で、これも広げてみますと、こういうふうになっていて、このかすみ網との区別というのは全然ないわけですね。

実は昨年の五月三十日にこの環境委員会が久保田委員が質問されましたときに、「かすみ網と申しますけれども」という答弁の中で、「実はその網自体と申しますのは漁業用に使われておりまして」というふうなことで製造禁止ができないんだというお話だったんです。それで私は、漁具屋さんに参りまして、漁業用に使っている漁網というのはどんなものかというところをお尋ねいたしました。色についてお尋ねいたしましたところが、水の中に入りまして黒い色というのは非常に目立つんだそうでございます。漁具として使う場合には、魚の種類によって少し違いますが、それ以外でも、大体白っぽい色あるいは透明なもの、そういうものが使われているんで、こういうものが漁具として使われるのは大変特殊な場合だということなんです。

こういうふうにかすみ網というのはやはり特別なもので、特にこれと違って網糸を張らなければかすみ網としての使用ができないということ、これはこの写真にも出ておりますけれども、結局網糸を張ってあるまっておかないと鳥がかからない。ぴんと張っていると、はねてしまつてかからないので網糸をつける。そういうところが非常に違っているというので、これは売っているものが何にでも使われる、防鳥網としてだけ使われるというふうなものじゃなくて、もっと早く規制すべきものではなかったかどうかと思うのです。

このことについては、一九五〇年、昭和二十五年ですが、学術研究など特別の理由がある場合を除いて使用が禁止となつていたわけですね。ところが、それから四十年たった今なお使われていて、そしてやつとことしになってかすみ網というものが禁止をされる、こういう状況になってきている。

なぜ今までこれが禁止できなかったのかということについてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(伊藤雄雄) なぜ四十年もできなかったのかというお尋ね、大変つらい御質問でございますけれども、実は長年問題になりながら、やはりある特定の地域におきましては、禁止される以前から地域独特の猟法として存在しておつたというところ、それからもう一点、かすみ網につきまして非常に容易に入手できるし、また実際のかすみ網の設置の場所が山奥であるとか、あるいは時間的にも早朝に行われるというふうなことがありまして、非常に取り締まりの形態としても難しいということがずっと続いてきておつたわけでございます。

それからもう一つかすみ網自身についての漁網なりとの区別がつかどうかという技術論もございまして、いすれにしてもいろんなことが重なりまして今日に及んだわけでございますが、特に昨年来いろいろな御指摘もありまして、私どもとしては今回、従来使用禁止という取り締まりの技術面からいっても非常に難しい形態から一歩進めまして、一歩も二歩も進んでいると思ひますが、その準備段階である所があるいはそれを引き出す、惹起する販売といったようなものについてまで規制をするという新たな施策を打ち出すことができたので、これで非常な進歩、取り締まり、抑制の進歩になるだろうというふうに考えておるところでございます。

○篠崎年子君 大変遅きに失した感がありますけれども、一応の進歩だということ、ぜひともこれは厳重に取り締まっていただいたいと思うわけですね。

ところで、この網によつてかかる鳥、これは大体どういふ鳥が多いんですか。

○政府委員(伊藤雄雄) かすみ網による密猟の対象といつたしまして、一つは食用を目的とした密猟と、それからもう一つは愛玩用の飼ひ鳥を目的とした密猟がございまして、食用を目的とした密猟の場合には一般的に秋に行われるわけござい

ますけれども、渡り鳥をねらいまして捕らえられております。例として申し上げますと、ツグミとかシロハラあるいはカシラダカといったようなものがその対象になっております。一方、飼ひ鳥を目的とした密猟の対象といつたしましては、メジロ、ウグイス、オオルリ、こういったものが対象でございます。

ただ、かすみ網というのは、御説明申し上げておきますと、無差別に鳥を捕獲するというところでございますから、こういったものの以外にもひつかかってくるということがよくございまして、生息数が少ないハイタカ、オオコノハズクといったような猛禽類やクロジ、ムギマキといったような小鳥類もひつかつたという例が報告されております。

○篠崎年子君 そうすると、そのかかりました鳥はどんなふうに分けとつか、処理されているんですか。

○政府委員(伊藤雄雄) これも伝聞によるところでございますので正確ではありませんけれども、密猟者自身が自家用に消費する、特に食用の場合でございますけれども、自家用に消費するといふものもあると思ひますけれども、大半は中間の業者を経由いたしまして料理とか焼き鳥屋とか、そういったところに販売されているというふうな言われております。

○篠崎年子君 そこで、私たちの生活を豊かにするためにということと、私たちが鳥を処分しているのかということについて考えてみますときに、野鳥一羽が年間に食べる昆虫類などは十萬匹にも上ると言われておりまして、このことによつて森林が保護されているという一面もあるのではないだろうか、こう考えてみますと、これは大変大きな問題だろうと思ふんですね。

そこで、これは、国内だけの問題ではなくて、国外の問題でもあるかと思ふわけですね。国際的な鳥類保護機関である国際鳥類保護会議、ICBPは八四年の十月に環境庁に対して、かすみ網の販売と輸出を規制すべきであると抗議文を送つていた

と聞いておりますけれども、そうでしょうか。簡単にお答えください、どうかそうじゃないか。

○政府委員(伊藤雄雄) 抗議文ということではございませんで、ICBPの総会において採択された同様の趣旨の勧告をこちらに送付してきたというところでございます。

○篠崎年子君 また、九〇年の十一月二十一日から二十七日まで、ニュージーランドのハミルトン市でICBPの第二十回総会が行われておりますけれども、そこでまた、かすみ網の製造、販売、所持、使用、輸出入を禁止する等の決議が採択されたというところです。今回のこのかすみ網の問題、出された法案の中には、確かに所持、販売、頒布は禁止されておりますけれども、海外輸出あるいは輸入、輸入することはないと思ひますが、輸出が入っていないわけですね。ところが、聞くとそこによりまして、焼き鳥屋さんなどで「ツグミあります スペイン産」「ツグミあります キプロス産」とかというふうな札がかかつて売っているそうです。そのことは海外の人々から、やっぱり日本の国はというふうな批判を受けているんじゃないだろうか、こう考えると、やはり今度の法案の中に海外輸出という項目を入れるべきではなかったかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤雄雄) 御案内のように、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律は国内の野鳥の保護を図るというのが法目的でございます。これは法技術論といつたしましてそこまで書くのはなかなか難しいというところでございまして、私どもとしては、輸出をするものがはっきりしたものにつきましては届け出をして、それが確實であるかどうかの確認をするという方途を考えたところでございます。

○篠崎年子君 四十数年前に制定された法律が四十数年間もちつとも守られていなかった、そういうことから考えてみると、やはり法案の中にそういうことを明記していなければこれは実効が上がるんじゃないかと思ひます。これは私の感想

でございます。

次に、カモシカのことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

ことしの一月二十一日に山形市からニホンカモシカ駆除を県に申請して、県はこの生息状況の調査を行って国に申請して、二月二十二日に環境庁と文化庁と林野庁がこれを認めたということですから、それと関係してどうでしょうか。

○政府委員(伊藤卓雄君) 結論的に言いますとそのとおりでございますけれども、ちょっと経過を申し上げたいと思えます。

カモシカによる農林業への被害というのはかねてから問題でございまして、現在では環境庁、文化庁、林野庁、いわゆる三庁合意というのに基づきまして、カモシカによる被害の非常に深刻な岐阜、長野、愛知の三県において保護地域外における個体数調整ということをやつてまいりましたけれども、今回、山形県におきましては非常に農業被害が深刻だということで許可したところでございます。

これは、県におきましては非常に被害が大きいということ、ただ大きいからだけではございせん、私どもとしては実態調査をよくいうこと、それからほかの対策がないかということ、防護ネット等の設置について強力に指導して、それによつてもなかなか被害が防止できないという状況で踏まえまして、さらに実際に今後ともどのような形で保護対策をやつていくかということ、いろいろ県、市ともども検討させた前提で許可をしたところでございます。

○篠崎年子君 ちよつと時間がないものですから、続いてお伺いしたいと思います。

このカモシカの問題については三庁合意ということが行われておりました。文化庁、環境庁、林野庁で取り交わした行政上の覚書ですけれども、その中で特に文化庁の方は今どういうふうな態度をとつていらっしゃるのでしょうか。

○説明員(吉澤富士夫君) カモシカにつきましては、昭和五十四年の八月にいわゆる三庁合意とい

うものを制定したわけでありまされども、そこにおきましては、御指摘のカモシカ、これは現在種の指定になっていくわけでありまされども、それについてはおおむね次のように定められております。

第一に、「カモシカについては、その生息状況、被害の状況、森林施業に関する計画等を勘案しつつ、その安定的維持繁殖を図るため、地域を限つて天然記念物に指定し保護する方向で対処するもの」とするということに第一にしております。第二に、この第一の措置に至る過程として、「保護地域を計画的かつ可及的速やかに設ける」ということで、現在文化庁では、この保護地域の設定に努力しているということ、それから保護地域における被害の防止に對して補助金などを出してその被害を防止するよう努力しているということとあります。

○篠崎年子君 ただいま保護地域のお話が出ております。この保護地域については、実際の生息の状況と保護地域の指定とが少しずれているのではないだろうかというのを、これは東北大学の高槻先生の資料からいただいたんですけれども、ちよつと見にくいと思いますが、こういうふうな形になっておりまして、(資料を示す)これが九州山地ですね。それから紀伊山地、北アルプス、それから南奥羽山系と、こういうふうになっているわけなんです。今大変問題になっております山形市は南奥羽山系に入っていると思うんですけれども、この赤で塗つておられるところが大体カモシカの生息地域の分布です。こつちは高きなんです。そうしますと、指定地域というのと分布地域というのが非常にずれてしまつていふこと、やはり捕獲されている数がだんだんふえてきているんじゃないだろうか。

こう考えますときに、では一体どうしたらいいのか。確かにその地域の人にとってはカモシカの被害というの、例えば林業生活者やあるいは農業をなさる人々にとりましてカモシカの被害といふことは大きな被害を受けることになりまして、

生活にかかわつてくる問題だと思ふんです。しかし、せっかく天然記念物に指定をされておりますカモシカですから、やはり私たちはそういう生物も子孫のために残しておかなければいけないんじゃないだろうか、こう考えるときに、もう少し研究をされるべきではないだろうかと思ふのです。その研究体制というのとはどんなふうになっているのでしょうか。

○政府委員(伊藤卓雄君) いわゆるカモシカ等によります食害防除の調査研究の体制でございまして、けれども、私どもとしては、従来文化庁あるいは都道府県の方でいろいろ調査研究がなされておりますので、これを参考にいたしながら対処をしていふところでございます。

○篠崎年子君 そこで、これは提言でございまして、カモシカが出てくるいろいろな害を与えるという場合には、その地域の狩猟者ですか、これはもちろん許可を受けた方だと思ひますけれども、許可を受けた方が射殺をする、あるいは捕獲をする、そういうことになつていくわけですね。やはり生物を保護するという立場から考えてみますと、もう少し生物を保護する目的でもって射殺しなければならぬときは射殺をするというふうなシステムをつくるべきではないだろうかと思ふわけです。

それには、外国でもありまうように、例えば野生生物管理官、カモシカならカモシカ・レンジャーと、こういうふうな方々を、囑託でもいいですけれども、あるいは指定をしてもいいと思ひますけれども、そういう方々によつてカモシカの被害を防ぐような射殺の方法なり捕獲の方法なりというのを考えるべきではないだろうかと思ふのでございまして、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○政府委員(伊藤卓雄君) 現在、カモシカを含めまして野生鳥獣のいわゆる個体数調整とかあるいは有害鳥獣駆除といふことをやっておりますけれども、これについては各市町村が実施主体でございまして、単に撃つておられるだけではございませ

で、市町村が実施主体となりまして、実際の捕獲業務等に例へば銃砲を使う場合にはそういう狩猟免許を持った方を動員するといふ形で、いわゆる公的機関の関与のもとにやっております。そういう捕獲作業関係については特別の専門職員を置く考えはないと思ひます。基本的には野生動物の保護管理の考え方を確立する必要があると思ひますけれども、確立した上で、それに沿つて専門的な知識を駆使いたしまして保護管理ができる職員、こういった者は当然必要になつていくだろうと思ひます。今後の保護対策を進めていく上での検討課題というふうに考えております。

○篠崎年子君 せっかく環境庁というものができているわけですから、私はやはり今後、市町村だけに任せるのではなくて、環境庁自体としてそういうことを考えていっていただきたいと思ふわけです。

そこで最後に、近年カモシカとか狼とかあるのはクマなどが出てくる、いろんな被害が起つてきているといふことでございまして、これはそういったような野生生物がすんでいる地帯へ人間が入り込んでいってその環境を破壊している、そういうところに野生生物と人間との摩擦、あつれきが起つてきているのではないだろうかと思ふわけです。私たちは、あらゆる努力をしてそれらの問題を克服して、やはり共存の道を探っていくかなければならないと思ふわけです。

もし我が国を代表する保護動物ですら殺りくするところでしか共存できないとすれば、健全な自然観を次の世代に引き継ぐとは考えられませぬ。カモシカは一つの例でございまして、これから、こういったようなことを例にして、これから先、野生生物保護行政の歴史に汚点を残さないように、そして私たちの子孫に恥ずべき自然観を残すことがないよう、環境庁が大いに主導権をとつてこういう行政に取り組んでいただきたいと思ふわけでございまして。最後に環境庁長官の御感想をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(愛知和男君) 先ほども申し上げまし

たけれども、人間とこのような野生生物とが共存するためにどういう方法があるか、大きな課題だと思ひます。

先ほどのカモシカがすんでいるところに人間が出かけて行ってそこを荒らしたのではなくて、カモシカの方が人間の住んでいるところにやってきたわけでごいまして、それでああいふ問題が起きてしまったということですが、どこでどう調和をとるかというところは大変難しいと思ひますが、とにかく共共存共栄、共生と申しますか、大事な課題だと思ひますので、私どももこの問題につきましまして大いに決意を持って、また重大な認識を持って取り組んでまいりたいと思ひます。

○篠崎年子 ちよつと言だけ。

今長官は、人間が住んでいるところにカモシカが入ってきているとおっしゃったけれども、そうではなくて、カモシカがすんでいたところに人間が入り込んでいくとか、あるいは人間が森林を伐採するとか、そういうことによつて人間の生存域とカモシカの生存域とが重なり合つてきたんだと私は思つております。

○高桑栄松君 それでは質問をさせていただきます。

かすみ網の件につきまして、私も去年の五月三十日に質問をさせていただいております。そのときのをもつて一度読み返してみますと、かすみ網の使用を禁止しているという法律がありながら、たゞいまも前委員の質問にありましたように、使用を禁止されているにもかかわらず、かすみ網は法の網をくぐり続けて四十年ということとで、法網とかすみ網との関係が極めてかすんでしまつてゐるのではないかと。つまり実効が上がつていなかつたということとを私は指摘しておつたんですが、そのときの私の感想としては、法があつても守られない、要するに実効が上がつていないんだから、これはやっぱり教育ということが一番ベースになければならぬのかなと、こんなことを申し上げたと思ひます。いずれにしましても、その昨年の質問のときに比べて大變何という

か、使用禁止だけではなくて、所持禁止、販売禁止という非常に強力な段階ができましたので、私は賛成の立場で非常に喜んでゐる次第でございます。

ところで、今申し上げました点を踏まえて質問をさせてもらいたんですが、法律を見ますと、「特定猟具」ということが書かれておりまして、かすみ網という今まで使われていた言葉ではない。まず、「特定猟具」としたという定義とか、かすみ網という言葉を使わなかつた理由を承りたいと思ひます。

○政府委員(伊藤雄雄君) 今回の改正に当たりまして、法律に具体的な猟具としてかすみ網といふのをどう書くかといふことでございまして、けれども、やはり大量無差別に鳥獣を捕獲いたしましてその繁殖等を妨げるものというのが基本的な考え方でございますので、そういった猟具もかすみ網だけでなくてあり得ると、考え方としてあり得るという前提に立ちまして、今後そういったものも含み得るような形で、猟具の種類とかあるいはそういうものを時代時代に応じていこうと変へていくけれども、書けるようにいふことでや抽象的な表現になつております。そういった具体的なことは法律に掲げられた要件に基づいて告示で弾力的な対応ができるようにした方がいいのではないかといふことで委任をする形をとつたわけでございます。

○高桑栄松君 今承つてゐると、やっぱり何だかよくわからない部分があるわけですが、そうするとかすみ網といふのは一般に普及されてゐる名前ですが、例えばその類似品みたいなものもこれでカバーしようといふことになるわけですか。

○政府委員(伊藤雄雄君) 類似品といひますか、かすみ網といふものはきちんと定義をいたしませんと、これは法律で罰則までかかる規定でございしますから、その辺を告示で細かく書くという形になります。

○高桑栄松君 それでは、その点かすんでしまわないようによく国民に周知徹底してもらいたいという注文をさせていただきます。

そこで、通産省に伺いたいのでございしますが、今お話ししましたが、使用禁止されてからも四十年たつてゐる。にもかかわらずこれが売られてゐる。これは昨年の秋に環境庁が調査したところでは、全国の小売店といふか、ベツトショップだとかいろいろなところで調べたところ、三割の店がかすみ網が売られていた。篠崎委員が買われたのもその一つではないかと思ひます。

「(そうですよ)と呼ぶ者あり」売つてゐるというのであります。一枚約千円前後で売られていたと、こう書いてございまして。大半の小売店は禁止猟具であることを認識してゐたといふんだから、やっぱりなめられてゐるというが、非常に情けないことではないかと思ひます。しかし、これは事実でございしますから。

これは通産省に伺いたいのは、製造・販売・所持禁止、今もちろん製造はできないわけなんです。うが、そういったことを踏まえますと、同じやうにこういう禁止をしてもやっぱり売られるんじゃないか、どうせ潜れるんだからというふうな気持ちがいちたしますが、通産省はどんなふうにお考えでしょうか。

○説明員(長島英雄君) お答えいたします。

先生御案内のとおり、かすみ網につきましては通産省としては、従来から鳥獣保護法の趣旨を踏まえて、まず網をつくつておきますメーカーに對しまして、不正な使用者に對しまして製造あるいは販売しないようにという指導を行つてきた実は経緯がございします。さらに、なかなか密猟が減少しないといふこともございまして、昨年はこれに加えて流通段階の業者に對しても販売の自粛を要請したといふ、実はそういう流れがございします。

それで先生の御質問でございしますが、今回改正法が通りまして販売、所持、これが禁止されましても相変わらずまた売られるんじゃないやなろうかといふ御心配でございしますが、改正法が施行される際、通産省といひましてこの趣旨を関係方面

に周知徹底させまして、こうしたことがないようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高桑栄松君 法が改正されることが報道されたら、それを承知して、それで駆け込み小売などで値段が上がつたといふのが新聞にも載つてゐるんですね。ですから、法律さえ完備すればちゃんとやれるんだという法律屋さんのお考えというのは非常に性善説に基づくものでありまして、何でも逃げようと思へば逃げられる。だから、かすみ網といふものはどうしても名前前のようにかすみにかかつてよくわからない部分が出てくるというところであらうと思ひます。しかし、今お話しになりましたように、やはり製造、流通業界により一層厳しい指導、それから法の周知徹底を図つていただきたいといふことを注文させていただきます。

ところで、先ほど篠崎委員が言われましたが、転用を防止するといふことが一つの大きなテーマであらうかと思ひます。私が質問いたしました昨年の答弁を読み返してみますと、網地をかすみ網に仕立てるのには簡単な工程で済む、だから極めて簡単なんだ、したがって把握がなかなか難しいといふ環境庁側の答弁がございました。しかし、だからしようがないといふのではやはりこれはしやうがないでございまして、まず水産庁の方に伺いたんですが、一番問題にされてゐるのは、漁網がかすみ網に簡単に模倣がえをされてゐると、これについては何か対策をお考えでしょうか。

○説明員(石原義君) お答えいたします。

先生御質問の点につきましては、かすみ網と漁網との構造上の問題、網糸がある、ないという問題でございしますけれども、そのほか漁網は通常黄色または透明でございします。色の違い、こういう問題もございまして、実際上漁網がかすみ網に転用されることはまあないといふことは考へております。しかしながら、例えば色の点につきましても染めるということもできるわけでございますし、網糸をつけるということもできるわけでございます。

す。そういうふうなやりかたが出ないとも限りません。こういう場合には、関係当局によりまして改正法に基づきまして厳しい取り締まりがなされるものというように我々は理解しております。

○高桑栄松君 もう一つ、農水の何係というのを忘れましたが、防鳥網がかすみ網に転用されているという御指摘がさき々委員から実物で見せられたわけですが、これについての対策というからお考えはどうでしょう。

○説明員(関口洋一君) 先生今御指摘の防鳥網がかすみ網に転用されるというふうなことでございますが、通常の防鳥網と申しますのは黄色あるいは別の色が使われておりまして、通常の形ではかすみ網になるといっても、逆にかすみ網を防鳥網として使うという事例があったやに聞いております。したがって、私どももいたしましては、昨年の十月に都道府県知事に通達を出しまして、そのようなことがないようにというふうな指導をしてございます。

現実的には、万が一先ほどの逆のケースがあったとしても、私どもの病害虫防除のための組織といたしまして都道府県に病害虫防除所というものを設置してございます。その組織におきまして現実的な末端への指導ができるというふうなことでございますので、今回のさらなる法律改正の趣旨も踏まえまして指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○高桑栄松君 篠崎委員が示されたのは、あれは防鳥網として売っていたんでしょかね。ちゃんと色が違いますよね。だから防鳥網にもいろいろと色があるんじゃないでしょうか。これは防鳥網で黄色い色じゃないんですね。だから法律を決めたのだからそれとおりにくってお考えになるのは、非常に国民を信頼されているということでございます。現場をちゃんと見ていただく必要があるのではないかと思います。

今、防鳥網とそれから漁網とのこと、漁網も同じです。漁網はかすみ網に使う。かすみ網が漁網

とか、かすみ網が防鳥網というのは私の聞いた範囲では知らないんです。やっぱり一方的にかすみ網の方でございまして、私の注文は、この両方をはっきりさせることができないかということと、両方に伺いたいんです。漁網の方と防鳥網と。

○説明員(関口洋一君) 先ほど申しました通達の内容でございますが、実はその時点での情報と申しますのは、かすみ網を防鳥網として販売しているというケースがあったというふうなことから、そのようなことのないようにという意味でございます。今後告示の段階でかすみ網の定義が定められますれば、そのあたりもはっきりしてくるんではないでしょうか。私どもとしては、それに従いまして指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○説明員(石原義君) 漁網の問題につきましても、ただいまの植防課長の答弁と同じでございますけれども、基本的にかすみ網の定義等が明確にされれば、その点で心配は、漁網につきましても何らかの改造を加えましてそれをかすみ網として使う場合でございますけれども、その点につきましても、先ほどもお答えいたしましたように、関係当局により厳しい取り締まりがなされるものと我々は理解しております。

○高桑栄松君 これは何遍申し上げても同じだと思いますが、今までかすみ網が密猟に使われたというの、使用禁止のものが、本来売られないはずなんです。やっぱ売られていたと。それは今言ったような転用なんですね。ですから、これは今申し上げましたが、農水省では両方やっておられるわけですから、これはぜひひとつこの二つの区別を、私はどうしたらいいのかわかりませんが、何かはっきり許可、許可というのか何か知りませんが、スタンピングみたいなものをばっちりつけるのかわかりませんが、何らかの形で区別をするようにしてもらいたいなと、こう思っております。これは御検討いただきたい。

その次、それでは文部省に伺いたいんですが、かすみ網を村ぐるみで何十年ももう使っているの

で、これは村でやっている施設ではないかと思っている。あるいは村ぐるみで黙認をしているところもある。なるほど、お正月に必ずツグミを食べるとか、何かそういうところもあるやに聞いておりますので、そういう意味で、子供たちもかすみ網は普通のものではあつて禁止されているのは知らないというぐらゐの認識であるようであります。

こういうことはやっぱり学校教育を徹底してもらわないと、逆に申しますと、子供がその気になつて村の人に、例えばお父さんこれはだめなんだよとか、お母さんあれはだめなんだよとかいうことを子供を通してPRをするというのは非常に説得力があると思うんです。だから罰するということとプラス生息系、まあちよつと高等な言い方をすれば生態系なわけですが、そうでなくて、野鳥をかわいがるというか生命を大事にするというのか、そういう倫理的な意味の学校教育というもので、今の法律が新しくなったのに加えてPRを、教育を強めていただきたい、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○説明員(近藤信司君) お答えいたします。委員御指摘のように、この法律の趣旨を生かしていくためには、私どももいたしましては、学校教育において鳥類を保護しようとするという精神を培っていくということが大切であろうと、こういうふうな認識をしておるわけでございます。鳥類保護を含めまして動植物の保護につきましては、小中学校の児童生徒の発達段階に応じまして、生活科でありますとか理科あるいは道徳、こういったところで学校の教育活動全体を通じて指導することにしておるわけでございます。

文部省といたしましては、今後ともそういった鳥類保護あるいは愛護の精神というものを児童生徒に確実に身につけさせることが子供たちの豊かな人間形成を図る上でも大切なことだろうと、そういうふうに考えております。今後ともこの面の指導が一層充実して各学校の現場で行われますように私どももいたしまして努めてまいります。

と、かように考えておるところでございます。

○高桑栄松君 今のは大変倫理的な教育で、もちろんそれがベースですけれども、同時にこの法律ができたから、かすみ網についての項目を一つ入れていた方がいいということをお願いしたいんです。村で仕掛けていたあれはいけないんだということ子供によってパトロールしてもらえないのではないかと、こういう意味でございまして、どうぞひとつ御検討いただきたいと思ひます。

そこで、私が今申し上げたのは広報活動とその販売規制の件をいろいろ伺ったわけでありまして、環境庁に一つ要望いたしますのは、関係省庁と都道府県と一体となりまして、なおかつ自然保護団体とも協力をされて広報活動を強化し、法の周知徹底を図っていただきたい。同時に、項目だけかふえていったので予算とか人手とかが大変だろうと思ひますが、そういう予算措置はお考えだろうと思ひますが、どうなっているのか。その二点について環境庁にお伺ひします。

○政府委員(伊藤雄雄君) 新しい法律改正に基づき周知徹底についてでございますが、御指摘のとおり、非常に大事なことでございます。私ども、幸いにこの法案が成立いたしますれば、いろんな形でPRをしたいと思つております。まず、組織的な面でございますが、当然我々の形といたしましては、都道府県のいわばブロック会議といったようなものを持っておりますので、そういったところを通じてできるだけ早く末端まで通じることがしたいということでございます。それから、あと各省庁、関係団体の御協力もそれぞれ今までのたいていありますので、しかも今回の法律改正について非常に期待を持たれているところでもございますから、そういったところにもできるだけ早くこの情報を流し御協力をお願いするという形で組織的にはやっていきたいと思ひます。

それから二番目に大きな柱といたしまして、マスメディアをどう使うかということでございまして、五月十日からバードウィークも始まりますし、その後にもいろいろ、自然に親しむ運動であるとか、我々チャンスがございまして、そういった

機会に、従来あります政府広報その他の中に、いわば割り込む形になりますけれども、具体的にかすみ網問題という形で取り上げていただくようにしたいと思っております。

それから、特に渡り鳥が日本に参ります秋になりますと、従来やっておりますけれども、かすみ網密猟防止強化月間というのを例年十月十五日から一月間持っておりますので、こういったところでは今回特に強力なキャンペーンをやつていきたい、そのためのポスター等もつくつてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○高桑栄松君 予算。

○政府委員(伊藤雄雄君) 予算につきましては、この法改正を前提とした予算というのは特段持っておりませんけれども、各県とも鳥獣保護広報予算を持っております。それを有効活用するように、それからさらに、一般の広報予算の中に割り込むと言つたら変ですけれども、そういう形でこの点を強調するようにという指示をしたいと思っております。

○高桑栄松君 時間のこともありますので次に入りたいと思いますが、やっぱり問題は密猟者をどう取り締まるかということだろうと思つております。警察庁に質問をさせていただきますが、実効が上がついていないという指摘があったわけで、その実効を上げる監視体制が問題でございまして、しかし、今までは捕獲現行犯を捕らえないと取り締まりにはならないということであつたわけですが、それが今度販売禁止、所持禁止でございまして、その意味では取り締まりのステップがぐんと上がったんだらうと思つております。ここで一網打尽という、かすみ網を使つてはございませうが、一網打尽の取り締まりが期待できるのではないかと、こう思ふわけですか。

そこで、まず一つ希望いたしますのは、ただいまお話しございましたが、密猟防止月間がございまして、一カ月ございまして、このときに環境庁だけじゃなくて警察当局も取り締まりに本気だぞというのをデモンストレーションなさる計画はないか、なかつたらお考えいただきたいということでお聞きさせていただきます。

○説明員(中田好昭君) お答えいたします。警察では、従来から密猟に關します実態把握等その容疑情報の収集に努めて効果的な密猟の取り締まりに努めてきたところでございまして、今回の法改正後におきましては、新たに捕獲目的の所持なり特定猟具の販売、頒布が禁止されるということでございますので、より効果的な取り締まりを進めてまいりたいと思つております。ただいま委員御指摘の密猟取り締まり月間におきまして、これも従来から警察の関係機関と協力をとりながら集中的な取り締まりを行つておるところでございますけれども、今回の改正の趣旨を踏まえまして、従来以上に取り締まりの実の上がるよう努力をしてまいりたいと思つております。

○高桑栄松君 やつぱり取り締まりという人手が要りますし、殊に密猟というのは山間、山林の中であるようですから大変困難だろうと思つております。私よくわかりませんが、例えばヘリコプターで見えないのがかすみ網なのかどうかかわらないんですけれども、見えるのならヘリコプターの方が便利なわけで、「見えない」と呼ぶ者あり見えないんですか。見えないなら困るなと思つておりますが、中部六県プラス二県に集中しているというところでありますから、そういった意味のパトリールの予算なり人手なりというのはどうでしょうかね。

○説明員(中田好昭君) お答えいたします。先ほど申し上げましたように、いろんな形で効果的な取り締まりに努めておるところでございますが、今までの各県からの報告によりまして、場合によってはヘリコプターを活用しての取り締まりも行つておるということでございまして、これは上空からかすみ網を確認する意味じやなくて、そこにいて、設置した者を探すという意味で、そういう上空からの捜査を行うという趣旨でやつておるわけでありまして、この点今後、状況に応じて、必要であれば人員なり予算面

を含めまして取り締まりの体制の整備等にも配慮してまいりたいと思つております。

○高桑栄松君 林野庁に伺いたいんですが、国有林における密猟パトリールを前々から強化しておられたようでありまして、この法律を機会に再度強化を図つて取り締まりを徹底してもらいたいというところでございまして、いかがでしょうか。

○説明員(川村秀三郎君) お答えいたします。

国有林野におきましては、経常業務の一環として、年間に通じて職員によりまして森林パトリールというものを実施しておるところでございます。この森林パトリールといふと、かすみ網の問題も含めまして高山植物等の森林窃盗であるとか、あるいは森林汚染の防止、そういった森林保全管理業務の一環としてやつておるわけでございまして、また、特に秋の野鳥、鳥類の移動の最盛期におきましては、先ほどもお話のありましたかすみ網密猟防止強化月間というものと歩調を合わせまして、かすみ網によりまして密猟防止に重点を置きまして、また民有林とも連携のもとに、特別森林パトリールというものを実施しておるところでございます。今後、この法案の成立を受けまして趣旨を徹底し、これら森林パトリールというものを通じまして積極的に取り組んでまいりたい、そういうふうに思つております。

○高桑栄松君 環境庁に伺いますが、これまで長い間、密猟パトリールには人手が要るわけで、民間自然保護団体あるいは野鳥の会などの貢献が非常に大きかつたというふうに私は聞いております。こういう民間団体に対しては、パトリールを強化する上でも、あるいは広報活動におきまして、今後とも一層の協力が必要だと思つておりますが、物心両面での支援をお考えいただいて一層の協力をしてもいい、こんなふうに思いますが、お考えを伺いたい。

○政府委員(伊藤雄雄君) 御指摘のとおりでございます。今回の問題については、特に民間団体のいろんな形で情報提供その他御協力いただきまして、今後ともよろしく御協力を賜りたいと考えています。

考えているところでございます。

○高桑栄松君 次に、長官に伺いたいのでありますが、昨年の十一月九日に岐阜県で現地調査をするということが公に新聞に出た。ところが、その翌日か翌々日の新聞には、公表されているにもかかわらず、ちゃんとかすみ網が張られていた、なおかつ、当日の未明四カ所に新しく設置されたということが新聞に出ておるんですね。現地調査を環境庁もいたしますよ、県事務所もいたしますよ、野鳥の会も一緒に来ますよというふうなことが書いてありました。それなのに網が張られているというのは大変なめられた話じやないかと、私もちよつとあきれているところでありまして、取り締まりというのはだからよほど腰を据えてかつてもらわないとできないんだということをこの記事は示していると思つております。

そこで、長官には、その意味で実効のある方策を検討してもらいたい。長官の御決意というからお考えを聞かしていただきたい。

○国務大臣(愛知和男君) 法律を改正したから直ちに実効が上がるということではございませんで、やはりこの趣旨が徹底するためには国民の御理解と御協力が不可欠でございます。先ほど来局長も答弁申し上げておりますとおり、関係省庁、都道府県はもとより民間団体、あるいは新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアの御協力なども得まして密猟防止の啓発を積極的に進めてまいりたいと思つております。これも、去年に引き続き、かすみ網密猟防止強化月間を十月に考えておりますが、そういう場所などで私も先頭に立ちまして、その啓発運動に取り組んでまいりたいと思つております。

○高桑栄松君 では輸出関連の質問をさせていただきますが、環境庁にまず伺います。

国外輸出用の特定猟具の販売については届け出義務を課しているということでありまして、その目的はどういうことでしょうか。

○政府委員(伊藤雄雄君) 国外に輸出されるということでございますけれども、これにつきましては私どもとして、この法律が国内の野鳥の保護と

いうのが目的の法律でございますので、国外に出るものについては規制するすべを持たないわけでございますけれども、輸出用だと称して国内で売られる場合だつてあり得るというようなことで、いずれにしろ正式に出るものならばそれなりの手続を輸出に関する法令でしているはずでございますから、その確認をして、国内で違法なものに使われないように届け出で確認をしようということでございます。

従来、輸出に際していろいろ言われていますけれども、私も私としては、かすみ網の定義自体もはっきりしておりませんし、輸出上の統計にも何ら出てこないという形で全く手がかりがなかったわけでございますが、今回こういう形でとらえることに、輸出の問題もある程度解明できるし、国内での違法捕獲の問題も規制をできるというふうになっておるところでございます。

○高桑栄松君 では通産省に伺いますが、今の国内で輸出と称するものと、今度直接輸出をする場合を考えると、貿易管理令の見直し等が要るのではないかとおもうわけですが、いかがでしょうか。

○説明員(長島英雄君) お答えいたします。

この委員会でも先ほど来いろいろ御議論いたしておられますけれども、日本から輸出いたしましたかすみ網による海外での野鳥の大量捕獲といましようか、そういったことについて国際的な野鳥保護の機関といましようか、そういったところの日本に対する抗議、非難等の国際的な動きが出てきているということは十分認識しております。また、加えて、今回の鳥獣保護法の改正によりまして先進国の中でも先駆的に所持、販売まで禁止をするんだということで大変事態が大きく変わっているというふうに認識しております。したがって、通産省としては、今御指摘のございました外国為替及び外国貿易管理法及び輸出入貿易管理令に基づきまして、かすみ網の輸出を規制する方向で鋭意検討を進めているところでございます。

○高桑栄松君 次は環境庁に伺いますが、外国で我が国のかすみ網あるいは密猟についてどのような見解が示されているかという点、野鳥の密猟は渡り鳥保護条約の違反であるという点が一つあるうかと思ひます。先ほど来お話がありました国際鳥類保護会議、ICBPから日本に対しては異例の要請があったと。それから、新聞によりますと漁網と偽ってスペイン、キプロスなどに輸出してあったというから、輸出してあったのだとった鳥が輸入されたのではないかなと。先ほどキプロス産とかつて書いてあったというからそのものが我が国から輸出した漁網ではなかったかということがございます。

ともかくそういったことで、外国からは日本はエコノミック重点であつて、できれば何でも潜つていこうというふうに思われるイメージが必ずしもないとは言えませんが、これについては私は、我が国は新しい法律をつくって貴重な小鳥の種の保存、そして自然保護に一層力を入れているんだ、そのために新しい法律ができた、こんなふうになつていまして、この問題を巧みずして外国にPRして、日本の自然保護に対するイメージダウンをやはり防止していかないと必要がある、こう思ひますが、環境庁いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤雄雄君) 本件につきましては世界に先駆けてやる政策だと我々は判断しておりますけれども、各種の条約会議あるいは国際的な鳥類保護会議等がありますので、そういったところで説明をしていきたい、この問題については決議などを行つてきたしICBPに対しては、本法案成立後早速その内容を通報いたしましたし、それが各国に周知されるように要請をしてまいりたいというふうに考えております。

○高桑栄松君 長官にまた伺いたいんです。先ほど長官、密猟防止強化月間では先頭に立つとおっしゃつておられたんですが、私も先を願ひしようと思つたんですが、ちょうど長官のお話もございましたが、公明党・国民会議は昭和六十一年十二月に既に現地調査を行つておりまして、話

を聞きますと国会議員では初めてだったと、現地でも大変喜んでくれておつたんです。そして、そのころもう既に環境庁、通産省に申し入れを行ひましたが、幾ら喜んでもらつても効果が上がつていかなかったというところはやっぱり事実のようであります。ですから、先ほど申しましたが、ちょうどこの密猟防止強化月間に長官が先頭に立たれて密猟多発地帯を特に重点的に巡回していただくとかPRをしていただく、できれば警察当局も加わつていられることもアモンストレーションする必要があると私申し上げたんですが、まとめてひとつ御決意を承りたい。

○国務大臣(愛知和男君) 先ほど申し上げましたけれども、私も先頭に立ちまして啓発運動に力を注いでまいりたいと思ひます。

なお、ツグミを食べるという習慣そのものを最終的には変えていくということが基本的には大事なんではないかというところがあります。これを食べてはいけないということをやつていこうのは、なかなかこれは難しいことではございますが、その習慣が残つておられますと、何か抜け道が出てきたり輸入してみたりということになつてしまふのではないかと気がいたします。従来伝統的にツグミを食べるというのは、たんばく源として貴重だったという時代があつたわけでございまして、歴史的には必然性があつたわけでございしますが、まあ時代も変わつておりますし、そういう習慣を変えてほしいと、こういう面での啓発、これはなかなか難しいかもしれないけれども、そういう面をやりましても基本的な解決にはならないんじゃないかな、そんな意識をもとにいたしまして啓発運動の先頭に立つていきたい、このように考えてます。

○高桑栄松君 もうちょっと時間がありますので、かすみ網をちよつと離れまして、ときに佐渡のトキはどうなつていられるかというのを伺いたいと思ひます。

○政府委員(伊藤雄雄君) 御心配いたしておりますトキにつきましては、日本のものとしており

はキンというものとミドリという二羽しかいないわけでございますけれども、現在ミドリを、これは雄でございますが、中国に送りまして、昨年の三月から北京動物園で中国の雌トキとのペアリングを試みておられるわけでございます。昨年は残念ながら繁殖に成功しなかつたということで、その原因は中国の雌が成熟していなかつたという判断でございますけれども、ことしも同じケースで飼われておりますが、現時点では朗報はまだ届いておりませんが、何とか成功を期待したいと思つております。

○高桑栄松君 佐渡のトキ保護センターで二羽しかいなかったんですね。その雌と雄は人間でいえば何年ぐらゐに当たるといふんでしたか。

○政府委員(伊藤雄雄君) 難しいあれですけども、雄が四十五、六歳、雌が七十歳、そんな感じでございます。

○高桑栄松君 時間いっぱいひとつ私の駄弁を聞いていただければと思ひます。

三、四年前に新潟の県会議員から私は相談を受けたんです。私は、鳥類学者でございませんで、わからないけれどもと見解を述べたんです。それは、どうしても日本でもトキの子供を産ませたいというので中国から若い雄をお借りしてきたわけだし、しかし、今おっしゃいましたね、雌は七十歳ぐらゐだ。人間と鳥類とわからないところはそこでございますが、同じ動物ですから、卵の出るのも同じですから、片方は卵で片方は卵だ。でもう多分ないと思ふんですね。鳥類学者に聞いてもらわぬとわからないんで、私そこは何遍も申し上げながら言うんですが、多分これはだめだ。私は、何でもそれを借りてきたんだと。雄の方は幾つになつても、まあ人間でございませうけれども、いいわけですよ。だから雄を向こうにやつたらどうだと、その方がまだ可能性がある。どうしてここで、雌から生まれなければという、それは雄を信用しているかいないかはあるかもしれませんが、雄だらうが雌

だろうが遺伝は二分の一で、間違ひなく佐渡が二分の一で中国が二分の一なんです。雄をやった方がいいんです。だから私は、雄をやる方が可能性はあるはずだ。こっちはだめだよと言ったら、二年ぐらいいてたでしよう、結局だめだった。だめだったのを雄をやったというんで、ちやうど私の言うとおりになりまして、これでうまくいかない私の提案もだめかなと。雄で四十何歳というお話ですからまだ若いですが、頑張ってもらえるんじゃないか、こう思っております。何か御感想がございませうか。

○政府委員(伊藤雄雄) 学者の方々が懸命に知恵を絞って前回の判断をし、やはり先生のおっしゃるとうまくいかなかったということ、次の手段で雄を向こうに送ったという経緯があるようでございますけれども、我々としても期待するのでもございます。

○高桑栄松君 終わります。

○奮脱タケ子君 今回の法改正というのは待望久しいところでございます。かすみ網の使用禁止に加えて、今回、所持、販売、頒布も禁止をするということによって密猟が根絶をされて野鳥の保護に資するということになるでございましょうし、特にそのことを切望してこられました日本野鳥の会を初めとする三十九万人に及ぶ方々の請願が実現することになったという点で大変うれしく思っております。

○奮脱タケ子君 今度の法改正というの、その啓発活動という問題、今も同僚委員から随分丁寧な御質問がございましたので簡単に御聞きをしておきたいと思っておりますが、この啓発活動というのは本来に実効が上がるようにして、混乱のないように努めるということが非常に大事だと思っております。長官も先ほど御答弁で述べになっておられましたけれども、一部の地方には昔から食習慣になっておるというところがあるわけでございますから、そういう点を含めて親切なPRが必要だと思っております。そうしますと、食習慣があつてその

地域の人が食べるためにとった。それが捕まっで罰則にひつかかって、大量に密猟をやっている連中の底が抜けているというふうな結果になったんでは大変ぐあいが悪いと思ひますので、そういう点では親切なPRというのが非常に大事だと思ひます。

特に、一般への啓蒙のほかに、先ほどからも既に出ておりましたけれども、暴力団の介入というのがありますから、これはこういう、介入をして悪質化しているという点でのその分野の取り締まりの強化、それからそのための、さつき財政の話はさつきばり出なかつたんですけれども、財政措置なんというふうなことは必要ではないのかと思ひますので、これらについて環境庁の対応について簡潔に伺いたいと思ひます。

○政府委員(伊藤雄雄) 周知徹底のためにはいろいろ方法があるわけでございます。簡単に申し上げたいと思ひますけれども、一つは、組織的に都道府県あるいは各省市、関係団体を通じてやる。これは非常に具体的に末端まで達します。で、これを期待したいと思ひます。それから、特に都道府県の中で中部六県というのは密猟多発地帯と言われておりました。例年その時期になりますと、その中で関係機関を集めて会議をやっております。その前段階で、私もその六県の、関係県の担当者と呼んで、こしはこうやれというふうな指示もしております。今回は特にこの問題を取り上げて強く指示をしたいと思ひますし、先生御指摘のように、食習慣も恐らくその地域では重なると思ひますので、そういうこと、是正についてもPRをするように申し上げます。

特に今回の法改正に当たりまして私どもとして心強く思っておりますのは、各県だけでなく各県の議会もぜひやってくれという意見書を出していただいているぐらひでございますから、そういった各県から各県の議会への働きかけといったこともあわせてお願いしようかと考えております。

○奮脱タケ子君 それはぜひ遺漏のないように対応していただきたい。

従来からかすみ網が大量輸出をされて密猟に使われていたことが海外からも批判をされておるのは、もう先ほど出たとおりでございます。本法改正によって、国内法としては、これは輸出を目的とした販売または頒布をあらかじめ環境庁に届け出るというだけになっていくんですね、環境庁の関係では、一方、通産省が、さつきもお話がありましたが、貿易管理命令等で輸出を規制することによって密猟目的のかすみ網の輸出というのは基本的にとめられることになるのかどうか、その辺はどうなんですか。さつきのお話を伺っておりますけれども、もうひとつとちやうど願ひないなと思ひたんですが、それはいかがでしょうか。

○政府委員(伊藤雄雄) 御案内のように、我が鳥獣保護法の方では立法技術上限界がありましてこういう形になっておりますけれども、かすみ網の輸出によって諸外国の鳥類の生息に影響を与え、これは私も非常に好ましくないという認識、これは私も非常に立っておりますし、今までのこの問題について実は通産省ともいろいろ議論をしてきておりますが、十分理解をしてくれております。輸出自体の取り扱いについては、輸出関係法令の中で、具体的には貿易管理令になります。ここでどういふように規定していくのかまだ技術的に詰めておられませんけれども、諸外国の法令等との適合などや、より正確なものにしていくということになろうと思ひます。この法律を通していただきますと六カ月以内に施行されますので、その間には十分それに向けての準備ができていくというふうに考えております。

○奮脱タケ子君 外国から非難を受けないようにぜひ対応してもらいたいと思ひます。

本改正案のかすみ網による密猟の主な対象というのがツグミなどの渡り鳥ですね。これが被害を受けておるようでございますけれども、それに関連をしまして、渡り鳥など水鳥の生息地である湿地、渚原、干潟というのが最近のリゾート開発など

どで大きく悪影響を受けて、鳥獣保護の立場から、また人間と自然との触れ合いの場を確保するという面からいいますと、問題になってきているようでございます。そこで、我が国が締結国になつておりますラムサール条約の締結国会議ですね、九三年に創設でこれが開かれる予定になっておるようですが、これに関連してちやうと一、二お聞きをしておきたいと思ひます。

国際水禽調査局というんです、IWRBの一九八九年のまとめによりますと、渡り鳥などの水鳥の生息状態から見ると、日本には国際的に見て非常に重要な湿地が少なくとも七十五カ所あると。そのうちの重要な湿地として二十四カ所が数えられておると聞かされておりますが、その重要な湿地の一つに挙げられておる和歌山県というんです、博多湾ですね。この博多湾について、たまたま福岡に在住されるイギリスのパードウォッチャーが、博多湾の自然というのを見ても大変貴重だ、とりわけ和白干潟の鳥の多さには感激をしたなどと言われているようなんです。こういうところが開発によって破壊されてしまうのではないかと心配も出てきております。

ラムサール条約には一九九〇年の十月五日現在六十カ国加盟しているんだそうなんです。この締結国が登録をしている湿地の総数というのは五百八カ所あるというんです。私も余り知らなかったですけれども、ところが国別の登録数というの、ベストファイブがイギリス四十五、イタリア四十五、オーストラリア三十九、デンマーク三十八、カナダ三十カ所となっております。日本の登録湿地数はわずか三カ所なんです。これはひどいことだと思ひます。

時間の都合がありますから詳しく申し上げられませんが、二年後に日本で開かれるという締結国会議の前に、少なくともIWRBという国際水禽調査局が日本で特に重要な湿地があると認めて取り上げている二十四カ所、この程度はひとつ登録をして積極的な構えというんですか、姿勢を示す必要があるんじゃないか。会議だけは日

本でやるけれども登録は三カ所だというのはちよつとお粗末過ぎやしないかなと思いますがいかがでしょうか。

○政府委員(伊藤幸雄君) 御指摘のとおり、現在我が国の登録湿地は三カ所でございます。この数をするだけふやしたいという気持ちは同じでございますけれども、昨年開催されました第四回の締約国会議で湿地に関するクライテリアというのが示されております。これを参考にいたしまして、我が国での登録ガイドラインというものをで

できるだけ早く明らかにしたいと思っております。これに基づきましてそれぞれの湿地自体を評価いたしましたして、実は登録する場合に国内法での担保が必要でございますので、例えば自然公園法あるいは鳥獣保護法等で何らかの裏打ちがあると、いう状況をつくりまして、あるいはそれがあることを確認いたしましたして、地元自治体等と相談をし、ふやしていきなさいというふうに考えております。

当面 今作業を進めておりますのは、北海道の
苫小牧にウトナイ湖というのが、これは地元から
の要望もありますし、既に国設鳥獣保護区に指定
されておりますので要件としては満たしております
ので、本年中に登録にこぎつけたと考えていま
す。

○沓脱タケ子君　そういう積極的な構えをお持ちのようでしたら、今おっしゃったウトナイ湖だとか、あるいは愛知の藤前干潟、徳島の吉野川河口干潟、先ほど御紹介申し上げた博多湾の干潟、こういう有力な登録候補地などというのは自然保護団体からいろいろな強い御要望があるようでございますから、その辺はぜひ対応を積極的にお願いたいと思います。

さらに、最も重要なのは、今もちょっとお触れになりましたけれども、貴重な湿地保全のためには法制度が要るのではないかとということで自然保護関係者の中からは強く要請が出ているようでございます。事実ラムサール条約の登録三カ所のあるところでも、水鳥生息の前提条件である生態系の破壊というのが既に起こり出していると。現行の国

内法では汚染防止や動植物の採集の規制にとどまっておつて、温原の生態系に対する広い対応が望めないという問題が既に出ているやに聞いております。したがって、哺乳類、それから両生類、爬虫類、鳥類、魚類、昆虫、植物、微生物などの湿地の生態系全体を対象とした法制度、例えば野生生物保護基本法などといったようなものをつくつて、名実ともに実効を上げるといふことの御検討が必要なのではなからうかと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(伊藤卓雄君) ただいま御指摘の湿地の生態系を守る法律というのがどういう組み立てになるのかちょっと私としてはまだ不勉強でございますけれども、実は現在ございます鳥獣保護法あるいは自然公園法、自然環境保全法、こういった中でもそういった生態系のことにも念頭に置いて指定がなされております。また、外国でもそういった形のものが多いように聞いております。

実は国際的にも生物学的な多様性をどうやって守っていくかというのが話題になっておりまして、私どもとしても、そういった全体的な守り方方々というのは一つ考えなければいけないということで、現在は野生生物対策のあり方をいろいろ検討しております。先ほどお話も出ておりましたけれども、人間

と野生生物の共存の理念といいますが、わかつておるようでなかなか議論すると難しいようでございますが、そういった理念とが、生物学的な観点からどのような保護対策が望ましいか、こういったことを現在専門家にも御議論をいただいているところでございますので、この結論が出ましたら、これを施策に反映していきたいと考えております。

○沓脱タケ子君 それじゃ最後に、大臣に総括的にひとつ御決意をお伺いしておきたいと思ひます。

それは、鳥類保護問題というのはいろいろあるわけですけれども、例えば今絶滅の危機に瀕しているという特殊鳥類になっているオオタカ、これは私もよく知らなかったんですけれども、マスコ

ミで盛んに報道されて問題になっています。今日ゴルフ場の造成などで、リゾート開発によってオタカの保護というのが各地で問題になっております。そういう地域が首都圏では、埼玉県に三カ所、神奈川県に一カ所、栃木県には二カ所ある。関西では京都、兵庫等にあるんです。特に神戸市では、ゴルフ場の予定地の中央が生息地になっているということが確認されて、地権者も何とか保護してほしいというような求めが出ているわけでございます。

こういう事態になっておるといふことをひとつ御認識いただいて、特にさつきも触れましたけれども、来年の三月には京都でワシントン条約の締約国会議が予定されているそうですね。ラムサール条約は締約国会議が再来年引き続きやられるというわけなので、締約国会議が日本で次々に開かれていくということで、外国のお客をもてなす、会議の場所も提供するというようなことだけに終

わらないようにしてほしいなという関係者からの声も上がっておるといふあたりをひとつ念頭に置いていたがきたい。

大臣自身、先ほども先頭に立つてということで積極的におっしゃっておられました。年頭所感でもお述べになっておられるように、身近な自然保

護などの分野で、抽象概念でなく、目に見えるような成果を出すように具体的に取組んでいきたいということをや頭所感でもお約束をされておりますから、そういったお立場で総合的に自然保護について御決意を簡潔に伺って、私の質問を終わりたいと思いますが、どうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○国務大臣(愛知和男君) 御指摘のとおり、来年

三月にはワシントン条約締約国会議、再来年にはラムサール条約締約国会議が開かれるわけでございまして、これも非常にいい機会でございますから、国民の意識をさらに高めるためにこの機会も大いに活用いたしまして、私、先頭に立ちまして啓発運動に取り組んでまいりたいと考えます。

なお、ラムサール条約につきましては、先ほど

日本の国内の取り組みのことを局長から答弁申し上げましたが、実はアジアということからいいますと、アジアで加盟しているのは日本とベトナムだけでございまして、ほかの国はまだ参加できておりませんので、日本の役割の一つとして、日本の国内で推進するものももちろん大切でございしますが、なおアジアのほかの国々にも呼びかけましてこの条約に加盟してもらいたい、こういうことも大切なものではなからうか、こう考えまして、実は昨日、たまたまアジアの国々の在京の大使館の

人たちの懇談会をしたわけでございますが、そういう機会などをとらえましてそのことを要請いたしました。また、私も、そういう機会をとらえながらぜひ日本がリーディングシップを発揮していきたい、このように考えます。

○奮脱タケ子君 終わります。

○中村鋭一君 今回のこの法律改正で製造禁止にまで踏み切れなかったというのはどこにその理由

があるんですか。

○政府委員(伊藤肇雄君) かすみ網につきまして棚糸が一つの大きなメルクマールになるわけでございませうけれども、そこまできましますとかすみ網というのがはっきりしてくるわけでございませうけれども、そこに至らない段階、原材料の網地自体

がほかのものにも使われるというようなこと、それからもう一つは、かすみ網として學術研究あるいは標識調査のためには非常に有効であるということ、これは製造を認めなければいけないということ、でございますので、概念的に製造規制まで行うことは難しいということが第一点でございます。

ということではなくて、やはりその第一段階は使用禁止でございいますが、これの準備段階であります所持あるいはその販売ということを規制すれば、これで非常に効果的な規制ができるというふうに考えた、その両点でございます。

○中村鋭一君　その棚糸のことでありますとか學術研究のために製造禁止をしなかったということ

であれば、研究をすればそれは私はクリアできる点だと思ふですね。

○中村鋭一君 将来的には私、これはもうできれば製造をやめる方が所期の目的にかなう点だと思ふので、その点も含めて今後御研究をお願い申し上げます。

○政府委員(伊藤雄雄) はい。いろんな段階での規制ということの一つとして頭に置いて議論はいたしました。

○中村鋭一君 将来的には私、これはもうできれば製造をやめる方が所期の目的にかなう点だと思ふので、その点も含めて今後御研究をお願い申し上げます。

○政府委員(伊藤雄雄) 私どもでは標識調査というものをやっております。これは委託費を四千五百万ほど組みまして鳥類の研究所をお願いいたしております。三十年来の事業でございます。これは鳥に足輪をつけてナンバ等後でつかまえて判断ができるようにしておりますけれども、これで渡りのルートであるとかあるのは種類であるとか、そういったことがわかる形になっております。これは春と秋の渡りのシーズンに行うという形でございす。既に年間で約十萬羽にパンディングをするという形で、全国五十のステーションにおきまして約三百五十人のボランティア、標識調査員による、いわばボランティア的活動によつて行つておるわけでございす。

○中村鋭一君 かすみ網を輸出する場合は事前に

届け出ることになつてゐるんですが、かすみ網という名前を外して、いわば偽つて輸出をする。例えば漁網というようにな名前を輸出をするという点も必ずしもないわけではないと、こう思ふんですが、その点に対するチェックの方法等は十二分になされ得るものですか。

○政府委員(伊藤雄雄) 今日まではかすみ網の定義が表に出てなかつたわけでございすけれども、今回告示によりましてこういたしましたものがかすみ網であるということを表示ができることになり

○中村鋭一君 そうしますと、その点はもう我々安心していいわけですね。

○政府委員(伊藤雄雄) 輸出につきましては、具体的には私もかすみ網を定義することに

○中村鋭一君 ごく簡略で結構ですが、今の密猟の実態、これはこれまでも各委員お尋ねでござい

○政府委員(伊藤雄雄) 渡りの秋のシーズンにおきましてはツグミなどが代表的な例として挙げ

られるわけでございすけれども、あとはメジロ等につきましては愛玩用ということで春の繁殖期に割と密猟が行われるということのようございす。渡りにつきましては、ソ連、朝鮮半島を渡つて能登半島から下つてきた鳥が中部地方で散らばつていくというようなことで、中部六県あたりで密猟が多いという実態にあるというふうに聞いております。

○中村鋭一君 そこで、先ほど高桑委員もお尋ねでございしましたが、そういった時期に集中する、地域的に集中する時期がある、渡りの時期で。先ほど六県とおっしゃいましたが、そういったところへ今回の法の趣旨を生かして、これをしっかりと取り締まりをしていただかなきゃいけないわけ

○政府委員(伊藤雄雄) まず私どもとしては、特に中部六県につきましては環境庁で会議をいたしまして、それを受けて各県が地元に戻つて県警等と御相談をする。それで特にそういった県では、一斉パトロールという形で、警察だけではなくて鳥獣保護員あるいは民間の団体の御協力も得ながら、大体この辺に多いというのは山筋でわかつておるようございすから、そういうところを中心

ただ、最近是非常にプロ化し組織化してございまして、我々が行くということがわかれば網を放置して逃げたというところとか、あるいはそういう人たちが踏み込むのを妨げるために木に

○政府委員(伊藤雄雄) 渡りの秋のシーズンにおきましてはツグミなどが代表的な例として挙げ

○中村鋭一君 警察庁、環境庁は今話がありま

○政府委員(伊藤雄雄) 私ども特に中部六県の警察の方には大変お世話になっております。今回の法律改正に当たりまして、具体的などういう点が難しいかということもいろいろお知恵をおかりしたわけでございす。既に話も出てい

○中村鋭一君 警察庁、環境庁は今話がありま

○政府委員(伊藤雄雄) 私ども特に中部六県の警察の方には大変お世話になっております。今回の法律改正に当たりまして、具体的などういう点が難しいかということもいろいろお知恵をおかりしたわけでございす。既に話も出てい

○中村鋭一君 警察庁、環境庁は今話がありま

○政府委員(伊藤雄雄) 私ども特に中部六県の警察の方には大変お世話になっております。今回の法律改正に当たりまして、具体的などういう点が難しいかということもいろいろお知恵をおかりしたわけでございす。既に話も出てい

○中村鋭一君 警察庁、環境庁は今話がありま

○政府委員(伊藤雄雄) 私ども特に中部六県の警察の方には大変お世話になっております。今回の法律改正に当たりまして、具体的などういう点が難しいかということもいろいろお知恵をおかりしたわけでございす。既に話も出てい

○中村鋭一君 警察庁、環境庁は今話がありま

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上野雄文君) 次に、公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田淵勲二君 それでは最初に、長官から二、三総合的な御見解、所信を伺っておきたいと思ひます。

環境庁ができて二十一年ということですが、六月は環境月間というように聞き及んでおりますが、この環境月間における主たる行事内容ということをお聞かせ願いたいということと、昨日の夕刊を拝見いたしますと、昨日の閣議決定で環境白書が出ておるようでありまして、この環境白書で特に今後重点とされる環境行政につきまして、ひとつ環境庁長官から所信をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(愛知和男君) 最初に、環境月間の行事内容につきましてお答え申し上げます。

世界環境の日というのを我が国が提唱いたしました、これが六月五日というふうに決まりました。経緯を踏まえまして、我が国では六月五日から一週間を環境週間として毎年環境保全のための啓発運動をやつてまいりました。この間、ことしは、御指摘のとおり、環境庁設立二十周年でもございまして、週間ではなくてこれを月間にしてさらに盛り上げていきたい、こういう趣旨で環境月間と銘打ちまして普及啓発運動をしていきたい、こういうことでございまして、六月を中心にしました約一カ月を考へております。

具体的には、環境に優しい暮らしの提案をテーマにいたしまして地球環境問題を中心とした展示を行います。エコライフフェアというのを、昨年もいたしました。ことしは少し規模を大きくいたしまして、五月二十八日にスタートいたします。

フェアを計画いたしております。このエコライフフェア以外に、低公害車フェアあるいは環境教育シンポジウム、それからアジア太平洋環境会議、エコ・アジア'91と称しましたこういう行事、こんなようなことを考へております。

これを機会にさらに国民の多くの方々に環境の問題を認識していただき、またそれを行動に起こしていただかなければなりませんので、そのような方向で国民の皆様方に御理解と御協力をいただけるように努力をしていきたい、これが環境月間の趣旨でございます。

さらに、環境白書につきましてお尋ねでございますので、この点につきましてお答えをさせていただきます。この環境白書は副題をつけまして、「環境にやさしい経済社会への変革に向けて」、こういうテーマを掲げて出させていたいただきました。これは地球の視野で環境問題を分析し、環境問題の広がりや深刻さに対応いたしまして、社会経済システムの変革によって環境への負荷を減らしていくことが必要である、こういう認識でこの白書を書かせていただきました。

その中でいろんな問題があるわけですが、自動車、幾つか具体的に申したのが、自動車の問題とそれから自然の問題、この二つだけではないのでありますけれども、ことしの白書では特にこの二つの重点を置いてまとめてみたわけでございます。

細かくは、例えば自動車の問題につきましては、貨物輸送のモーダルシフトの推進とか、あるいは電気自動車などの低公害車の開発導入、自動車排出ガスの総量抑制方策の具体化へ向けての検討などに力点を置いてございます。またさらに、これらの施策につきましては交通体系や都市構造のあり方にまで及ぼす必要がございますので、関係者の合意形成ということと努力をしましてまいりたいというように述べてございます。

また、自然の問題につきましては、環境保全型社会への変革のためには、人類がその中で生存しております地球の生態系を保全していくことと、

一人一人の心に自然を慈しむ気持ちをよくくんでいくことが基本になるということを主にいたしまして、具体的な地球生態系の保全のためには国際協力を進めるとともに、国内における自然の開発利用につきましては、計画の初期の段階から関与して調整を行うということをやつていきたい、こういうような趣旨、また、自然を慈しむ心をはぐくむためには自然公園の整備充実や自然との触れ合いのための人材の育成などに力を注いでいきたい、こういうことを書いてございます。この点につきましては、環境庁といたしましては四月十二日付で自然保護局企画調整課にふれあい推進室というのを設けたところでございまして、行政としてもこういう点をぜひ推進していきたいと考えております。

の開きがあるように私はあるもので読んでおるんですが、計画の目標設定というのは、わかりやすくここでお答え願いたいんですが、一体二〇〇〇年には幾らの目標を立てておられるのか、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

○委員長(上野雄文君) この際、委員の異動について御報告いたします。

お尋ねのCO₂につきまして、この作成の過程ではいろんな議論がございました。世界的にもいろんな議論がございました。私どももいたしましては、わかりやすくということで申し上げますれば、二酸化炭素の排出はおおむね一九九〇年レベルで二〇〇〇年以降安定というのを目標にいたしているわけでございます。ただ、その過程といたしまして二つの目標を掲げてございます。

○田淵勲二君 今長官から環境白書の概要が述べられました。私も新聞だけですけども読ませていただいたので、特に中心になるのは、車社会の見直しを訴えている内容になっていると思ふんです。そういう意味で、今かなり社会的に大きな問題になっております。望遠鏡酸化物による大気汚染、こういった問題で若干御質問をしたいと思います。

簡単に申し上げますと、現在官民挙げての努力によりまして、この行動計画に盛り込まれた広範な対策を実施可能なものから着実に推進していくというところで、人口一人当たり二酸化炭素排出量を二〇〇〇年以降おおむね一九九〇年レベルの安定化を図るというのが第一項でございます。第二項といたしましては、その措置と相まちまして、さらに、例えば太陽光でありますとか、あるいは水素などの新エネルギー、あるいは二酸化炭素の固定化等の革新的な技術開発等が現在予想されている以上に早期に大幅に進展することによりまして、二酸化炭素の排出総量におきましても二〇〇〇

九〇年の十月に地球温暖化防止行動計画ができておりますが、これは二〇〇〇年までに我が国のCO₂の排出抑制目標というものを立てているんだと思ふんですが、環境庁は二〇〇〇年までに九〇年水準の安定化を図るというし、通産省は二〇〇〇年までに八八年実績比で一六％伸びるというように、環境庁と通産省の二〇〇〇年をにらんだ我が国のCO₂の排出抑制目標というものに主張

○年以降おおむね一九九〇年レベルで安定化するよう努めるといふものでございます。

先ほど申しましたように、簡単に申し上げますれば、二酸化炭素の排出をおおむね現状レベルで二〇〇〇年以降安定化するというのが本計画の目標でございます。

○田淵勲二君 それじゃ、九〇年の水準に安定化させる、そういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(加藤三郎君) 先ほど申し上げましたように、私も決めた文言を読ませていただきますと、「概ね一九九〇年レベルでの安定化を図る。」という、そういうことになってございます。

○田淵勲二君 さらに、これに関連をいたしました環境庁の大気保全局長の私的諮問機関に窒素酸化物自動車排出総量抑制対策検討会というのがございますが、これが全日本トラック協会からヒアリングを行ったと私は聞いておるんですが、この内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(古市圭治君) お尋ねの件につきましては、私のところで検討会を設けて今検討を進めております窒素酸化物自動車排出総量抑制対策検討会でございます。

この報告書の中間的な取りまとめが昨年の暮れに出されたわけでございまして、これは大都市を中心として自動車一台ごとの単体の規制だけではカバーし切れない汚染状況を改善するための総量規制の方策を練っているわけでございますが、その方法として三つほど案が出されました。しかし、これは影響するところが非常に大きいうございまして、いろいろ関係省庁、関係団体の意向も踏まえて現実的な案に収めたいというところで関係団体の意見もヒアリングをしているというところでございます。

まだ内輪のことなので一つ一つについて申し上げるわけにはいきませんが、トラック協会の方からも御意見を先般伺いました。協会の方では、物流というものが非常に鉄道から自動車に移っている。それからまた、物流の人手不足もある。また、

大気汚染の原因がディーゼルだということもございまして、その社会的責任というのは非常に痛切に感じており、何らかの協力できるような方法があるならば協力したいというようなことで、ただ問題は、物流に大きな影響が及ばないような方策がないだろうかというようにございましていろいろ意見の交換をさせていただいているということでございます。

○田淵勲二君 それに関連して運輸省にお伺いをします。運輸省来ていらつしやいますね。

これも私、運輸省に関する業界の資料を見たのでありますけれども、環境庁で検討されている総量抑制策について、運輸省の貨流局長の自動車排出ガス対策についての見解が述べられていまして、それは、すべての車を一律に対象にするんではなくて、営業用、自家用の輸送効率の違いというものを十分配慮した上で検討すべきだ、こういう発言をされているように伺ったわけで、私もこの考え方は賛成なんでありまして、私もこの言えられた理由でございますが、これをこの際、ここで明確にしておいていただきたいと思っております。

○説明員(石井幸男君) お答え申し上げます。

窒素酸化物によりまして大気汚染の厳しい現状、それからこれに対応した環境対策の推進の必要性というところにつきましては、運輸省としても十分認識しておるところでございます。しかしながら、一方で、先生御指摘ございましたように、貨物の輸送需要に対応した輸送力を確保するというところは運輸行政の根幹にもかかわる問題でございます。したがって、環境対策の方法につきましても、いかにバランスをとっていくかということが課題であらうと思っております。

このような観点から、現在のところ、最新規制の適合車への代替の推進でございまして、輸送効率を向上させるための方策、あるいはメタノール自動車の実用化のための試験研究等を実施しておりますほか、ジャスト・イン・タイム輸送の見直し等、物流サービスの再構築について検討を行っております。

ておるところでございます。

環境庁において検討が行われております自動車の走行量の抑制につながる自動車からの窒素酸化物の排出抑制方策、これにつきましては、貨物の輸送需要との関係もございまして、すべての自動車を一律に規制の対象にするというのは適当ではないのではないかと申しますのは、営業用トラックと自家用トラックでは相当に輸送効率の相違がございまして、実働一日一車当たりのトンキロベースというふうなもので見ました場合に、営業用トラックは自家用トラックの十九倍の効率性があるというふうな数字もございまして、こういった点も考慮された上で検討がなされるべきではないかと考えております次第でございます。

○田淵勲二君 昨年十一月の環境庁の検討会の報告を見ますと、東京、大阪、横浜の三地域の総量規制というのが出ております。それは、一つは事業場ごとに定率に削減をするとか、あるいは使用車種の規制をやる、これは低公害車の問題でしよう。それからステッカー方式による走行規制、こういう検討会の報告が三つばかり出ていまして、これが基礎にしたこれからの進め方を環境庁はどのようにお考えですか。

○政府委員(古市圭治君) ただいま運輸省の方からもお話がございましたように、先生御承知のように、この中間報告書におきまして、運送業者の方が輸送効率が高いということから、物流用運送業者に代注することにより交通量の削減、さらには排出量の削減効果があることが考えられるというところも書いてございまして、全般的に物流に及ぼす影響というものにも配慮された意見になっていっているわけでございます。

しかし、具体的な案を出しませんと各界からの意見も出ないということで、一応三案にまとめて出したわけでございまして、先ほど申しましたように、各関係者からの意見も伺いまして実現可能な案に詰めていきたい、なるべく早く成果を得まして御審議をいただきたい、このように思っております。

○田淵勲二君 それじゃ観点を交えて、通産省にお伺いしますが、今の低公害車の開発状況、これが非常に急がれている問題ですが、これについて概略の説明をお願いしたいと思います。

○説明員(川嶋温君) 御説明をいたします。現在、いわゆる低公害車と言われております車は幾つかございまして、実際に町を走っている車という意味で申しますと、電気自動車あるいはメタノール自動車、天然ガス自動車、それからことしから入る予定のハイブリッド型の自動車というふうなものがございまして、

電気自動車につきましては、現在電力会社あるいは地方自治体等を中心といたしまして、約千台余りの車が走っております。これにつきましては、まだ値段が、通常の同様のガソリン車、石油の車に比べまして、車の価格としまして二、三倍程度になっているという状況でございます。また、一回の充電で走れる距離につきましても、市内の走行でございまして六十キロ前後と言われております。

また、メタノール自動車につきましては、現在テスト段階でございまして、三十二台ほどがオン・ロード・カーとしてテストされております。試験段階でございまして、お値段につきましても幾らということとはちょっと申し上げにくい段階でございます。

それから天然ガス自動車につきましては、ガスを会社を中心としまして、同じくテスト段階でございまして、二十一台ほどが現在走っております。こちらにつきましても、同様の市販車のやはり二倍ないし三倍ぐらいのお値段の段階に現在はあるというふうな言われております。

それからハイブリッド型の自動車、これはディーゼルエンジンと電気モーターの組み合わせによりまして、特に発進段階でモーターの方を使って黒煙、NO_x等の低減を図るといふタイプの車でございまして、こちらは路線バス用にございまして六台ほどの導入がなされる予定と聞いております。このタイプの車につきましては、同様のバス

よりはおおむね七百万円ぐらい高いというふうに言われているところがございます。

○田淵勲二君 この中で一番早く実用化できるのはどれですか。

○説明員(川嶋温君) 何分技術開発の問題でございますので、それが一番実用化が早くできるのかというところは非常に今の段階では断定しにくい部分がございますけれども、申し上げましたように、現在一番公害との関係で単体としての問題がないものは電気自動車でございます。それからある程度の用途を限って見ていけば、現在の六十キロ程度の町中での走行距離の範囲内でも普及の可能性がまだあるものがあるのではないかとこのように考えておりました。ある程度の需要をつくり出すことによって電気自動車の普及を図るべきではないかというふうに考えているところでございます。

○田淵勲二君 八九年にアメリカのブッシュ大統領が大気浄化法改正案というのを発表した中を読みますと、特に重汚染のアメリカ国内の九都市、ニューヨークとかロサンゼルスとかという都市では、こういう今いろいろ言われましたメタノールを初めそれらの代替車、代替燃料で走る自動車を九五年には五十万台販売しなさい、九六年には七十五万台、九七年以降には百万台の販売を義務づける、こういう発言を大統領みずからがして、非常に警鐘を打っているわけです。

この大気浄化法にかわる日本の法律というのは大気汚染防止法じゃないかと思うんですが、アメリカの大統領のこういう発言を踏まえて、我が国の大気汚染防止法にこういう角度からの改正といえますか、今のこうした代替車の促進を図るような法律というものはお考えになっていないかどうか、これについて御質問申し上げます。

○政府委員(吉市圭治君) 米国の大気浄化法の改正で非常に意欲的なことが盛られましたので、私もその実態について担当者派遣して勉強させていただきました。一つ疑問だった点は、メー

カーに一定割合の電気自動車なり低公害車の販売を義務づける、このところが、やはり売る側と買う側があるわけですから、生産で義務づけてもどうして高い値段の自動車を買えるのかというようなこともございました。

しかし、米国の場合は法律の建前から、例えば今おっしゃいました電気自動車ですと、カリフォルニア州の規制は、もう既に改正前からメーカーに対しての排出基準の遵守の義務づけが課されているという構成になっております。日本の場合には自動車運行者に義務を課しているというようにございまして、メーカーに新しい規制を持ち込むという発想は全く新しい考え方であらうかと思っております。

しかし、これと同様なことが、先ほど先生お尋ねの大都市における総量規制の中で、例えば(2)の方法で提案させていただいております最新規制適合車への切りかえの義務づけということになりますと、一定年次以内に最新規制適合車、すなわち低公害車の方に台数が移行していく。同じ結果を生むのではなからうか、そういうことでございしますが、米国の方法もさらに、一九九五年、九八年あたりからに想定されておりますが、動向を見守ってまいりたいと思っております。

○田淵勲二君 ひとつ御努力をいただきたいと思っております。

いずれにしても、こういうCO₂抑制型の社会構造というものを進めるためには相当な補助金などもつけてやらなければならないかと思うんですが、環境税というふうな問題を突いていただけたか橋本大臣が国会答弁されておられたと思うんですが、この環境税創設の構想というのについてどういふふうにお考えなのか、それがどの辺まで具体化されるのか、また各国にこういった環境税的なものがあるのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(加藤三郎君) 地球環境問題に限らず、環境政策を遂行する一つの手段といたしまして、

直接的に規制するほかに、例えば税を使うあるいは補助金を使う、そういった税制、財政上の措置でもって環境政策の目的を遂行する、そういうやり方は日本ももう既にいろんな形でやっておりますし、ほかの国もやっているわけでございます。特にCO₂、地球温暖化に絡ましてCO₂につきましましては、最近、例えば炭素税といったようなものが議論もされ、あるいは幾つかの国で実施をいたしているわけでございます。

こういう税などの経済的手段を環境政策の手段の一つとして使おうという問題につきまして、この一月の末に開かれましたOECDの環境相会議でも議論がされております。私もその愛知長官もこの議論に参加をされておられるわけでございしますが、その議論の際にコミニケが出ておりました、その中に、こういう経済的手段についておむねこんなようなことを言っております。

すなわち、税だと課徴金といったようないわゆる経済的手段といったものの使用が日本を含みますOECD諸国におきまして最近拡大しているというふうな事実を歓迎し、これを強く支持した。そして、経済的手段は技術革新と行動の変化に強い誘因を与え、環境上の目標を費用に比して効果的に達成することにつきよい展望を与えることができると。こういうような趣旨のコミニケになっておられるわけでございます。

そこで、私も似たように思いますが、これまで直接的規制に加えて経済的手法もいろんな形で利用しておりますが、もし先生のお尋ねが例えば炭素税を抑制するための炭素税ということであるとすれば、こういったものも今後検討すべき課題というふうにお考えになっておられる、今申し上げましたようなOECDの流れ、あるいは世界での流れ、そういったものをよく見ながら十分に検討していきたいというふうにお考えでございます。

また、先生のお尋ねのほかの国でどんな状況だということもございしますが、これにつきましては、既に幾つかの国が、今炭素税についてだけを申し上げますと、炭素税につきましては九〇

年にオランダ、フィンランドが既に実施をいたしております。それから本年、九一年よりスウェーデン、ノルウェーが導入をいたしております。さらに、EC全体として、またドイツなどにおいてもこの炭素税の導入を検討中というふう聞いております。

○田淵勲二君 それじゃ、時間の関係で次の課題に移りますが、次はスパイクタイヤの粉じん防止の問題です。

これは四月一日から施行されておられるわけでありましても、環境庁は脱スパイクタイヤマニュアルというものを作成されまして関係道府県に配付されたというお聞きですが、各地の対応はどういうふうなんでしょうか。

○政府委員(吉市圭治君) 四月一日からスパイクタイヤの禁止法令が施行に移りましたので、私もこの「ノースパイクタイヤまちづくりマニュアル」を千数百部つくりまして関係自治体に配付をさせていただきました。自治体の方では、独自につくったマニュアル、また私どものマニュアルを参考にして各種の行事を展開して、この知識の普及啓蒙に努めていただいていると思っております。

○田淵勲二君 地域指定の問題について伺いますけれども、東北、北陸、信越の十一県では五百二十八市町村が指定をされている。大体私たちが見てもほぼ指定されているところが指定されているんですけれども、北海道ですね、北海道が札幌圏の七市町にとどまって、非常に私たちが期待しておったような状況になっていないんです。

私も先般、統一地方選挙で旭川に参りまして一日宣伝車に乗って走ったんですが、もう鼻の穴が真っ黒になるぐらい大変な粉じんが舞っているわけ。あそこは指定されていないわけですね。そういう非常に考えられないような状況になっているんですが、それはどういふことでそういうふうになっているんですかね。普通ならそこらは指定されているはずのところ北海道ではたくさんあると思うんですが、それはいかがでしょう。

うか。

○政府委員(古市圭治君) 先生のおっしゃるとおりでございまして、私も北海道の指定状況というの、法律をつくった手前から申ししても不本意だと思っておるわけでございまして、やはりこれは、日本の気象条件といいますが、縦長の地理でございまして、北海道は自然気象条件が非常に厳しいというところがございまして、そういうことから、私も現地の担当部署とも話をし、指定地域をなるべく広くするようにとお話ししておるわけでございまして、ただ交通安全との調和、不安というものが北海道においては短期間で十分理解を得るところまで至っていないということもあって、もう少し時間をかけていただきたいというようなことでございまして。

ちなみに、札幌中心の七市町でございまして、市町村数と面積から申しますと三%にしかすぎないわけでございまして、その中の管内人口と保有車両数から見ますと、この地域だけでも三三%というものがカバーされているということから、だんだんと理解が広まって主要都市中心に今年内には指定地域ができるものと私も期待しております。そのように関係部局にも申しているところでございまして。

○田淵勲二君 法のものとの平等性といいますが、整合性といいますが、せっかく四月から施行されたわけですから、こういった地域指定が非常に偏った状況にならないように、ひとつ環境庁として特段の努力をお願いしておきたいと思っております。それからもう一つ地域指定で気になるのは、非常にまだらになっていまして、これ、指定しているところとしないところとを見ますと、ばらばらです。そうすると、普通、車に乗っている人がそのままだらなところに行くといえないわけでしょう。つけかえるのかどうか知りませんが、そんな不可能ですね。実際にこんなまだらなところを走れといったらこれは無理だと思っております。これは何でこんなまだらになっているんですか。

すか。

○政府委員(古市圭治君) 地図で見ますとかなりまだらなんです。実際幹線道路が通っているところはほとんど指定地域に、該当地域になっておりますので、地図で見た感じはどお困りになるわけではないかと思っております。

それからもう一つは、この法律を審議いたしましたときに全国一律規制という話があったわけですが、例えば山間僻地でそれほど車粉の被害がない、また実態としてスパイクを使っている周囲の迷惑にならないというところまで全部指定するわけにはいかないというところまでいわず、山奥の幹線道路から外れたところまでいわゆる住民の健康と生活環境の保全のためにということにしては、法律上指定するのも行き過ぎであるということもございまして、地域の県知事さん、また市町村長さんの意見を聞いた上で環境庁長官が指定地域に告示する、こうしたわけでございまして、実態上はそれぞれの都道府県で、北海道を除きまして、ほぼ住民の方も納得していただいているということかと思っております。

○田淵勲二君 指定地域と非指定地域が、確かに私も幹線道路を走っているわけじゃないからわかりませんが、同じ県内で結局タイヤをその都度交換するなんというところはできませんからね。やはりこうしたまだらがないようにしたい。なれば実効は上がらないと思うんですが、そういう点ひとつ一層環境庁としても目配りをお願いしておきたいと思っております。

それから、それに関連するんですが、スタッドレスタイヤというの、私もこの法律ができるときに盛んに御質問申し上げたんですが、これはどうも余り現在の段階では、特にトラック関係者からはタイヤの性能についてどうも信頼がないように私たちが聞くんですが、きょう運輸省からもお見えになつていただいておりますが、スタッドレスタイヤの性能、これについてひとつお伺いしておきたいと思っております。

○説明員(樋口忠夫君) お答えいたします。

ただいまの先生の御質問でございしますが、まず乗用車につきましてお話し申し上げますと、乗用車等の小型自動車用スタッドレスタイヤのブレーキ性能、この点につきましては、日本自動車タイヤ協会等の調査によりまして、スパイクタイヤに比べて約九〇%程度の性能を保持しているという結果が出ております。

それから今お尋ねの大型自動車用スタッドレスタイヤは、いかかものかという点でございまして、これも、このブレーキ性能につきましては、この二月に運輸省の指導によりまして全日本トラック協会において実験を行っていただいたわけでございまして、現在その結果を取りまとめ中でございしますが、いろいろお話を聞いてみますと、対スパイクタイヤに比べて七〇%程度という結果が出てくるというところでございまして。したがって、今後とも大型自動車用スタッドレスタイヤを中心として、その性能の向上等につきまして関係の役所とも連携しながらタイヤメーカーを指導していきたい、このように考えております。

○田淵勲二君 よろしくお願ひします。時間もありませんから次の問題に移りますが、次はワシントン条約について御質問申し上げます。

これもワシントン条約に関する法律ができましたときに問題になった点でございまして、その後経過について御質問申し上げるわけですが、一昨年でしたか、スロロリス百十四匹の不法持ち込みに関連して、日本霊長類学会から八九年の七月に通産省と環境庁に対してワシントン条約国内法強化の要望書が提出されたわけですが、一つは不正に持ち込まれた野生生物は政府が没収をするということ、それから二つ目は、不法輸入、不法取得者には厳重な処罰規定を設けなさい。三番目には、不正に輸入した野生生物は政府が責任を負担する。原産地に返還し、その費用は輸入業者が負担する。こういう要望があったと思うのでありますけれども、そういった要望を受けて、環境庁は

この法改正、こういうものの必要性についてどのようなお考えをお持ちなのか、この点をまずお聞きしておきたいと思っております。

○政府委員(伊藤卓雄君) ワシントン条約の国内対応法令といたしましては、外為法に基づきます貿易令及び当方所管の絶滅のおそれのある野生動物の保護の規制等に関する法律、この双方相まって運用しているところでございまして。

御指摘の没収の問題あるいは返還の問題等に関する問題は承知いたしておりますけれども、今日のところ、全般的にはそれなりにしつかり行っておりますというふうに考えております。国内法の場合同、施行されて三年半たっておりますけれども、実態に即して運用をやっておりますが、本法違反につきましては新聞あるいはマスコミ等での報道もよくなされてきて、関心が非常に国民の間でも上がってきているというふうに感じておるところでございまして。今後とも国内流通の実態についてもより綿密に把握をいたしまして、規制品目等についてさらに充実を図るようしていきたいというふうに考えております。

○田淵勲二君 これは不法に輸入したり取得した人の処罰規定というのは今ないでしよう。あるんですか。

○説明員(林洋和君) お答え申し上げます。

ワシントン条約の適用動植物につきましては、外国為替及び外国貿易管理法による輸入の承認を受けずに輸入をした場合には三年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金、あるいはこれらが併科されるということになっております。

○田淵勲二君 そうすると、そういうことの規定でもってどしどし処罰ができるわけですね。そうですね。いろいろ新聞を見ると、たくさん不法に入れた人、持って帰った人は余り処罰されていらないように私どもは見ているんですが、それは法的に処罰されているんですか、本当に。

○説明員(林洋和君) まず、処罰の前の御質問に關係することであつたとお話をしたいと思ひます。

が、偽造許可証による輸入を阻止するため、私どもでは附属書Iの種にかかわる取引については輸出許可証の真偽を外交ルートで確認をする、こういうシステム、さらにそれに加えて、霊長類につきましては条約の事務局の意見を聴取する、こういうシステムを最近導入いたしております。

一例を申し上げますと、この結果、最近では例えばキンクロライオオタマリンの不正の輸入をこのシステムで未然に防止をしたと、こういうふうな例もございいます。

それからワシントン条約関係の差しとめ件数でございまして、平成二年は二千三百件でございまして。そのうち、関税法違反として告発あるいは通告処分を受けた者が三十五件というふうになっております。

○田淵勲二君 もうひとつよくわからぬですが、時間も時間ですからあれしませんが、そういうふうな不法に持ち込んだワシントン条約に違反する動物を結局、任意放棄させるわけですね。その動物を原産国へ返さなきゃならぬのですが、その費用負担ですね、この費用負担はどうなっておりますか。

○説明員(林洋和君) ワシントン条約第八条四項によりまして、輸出国の負担する費用で当該輸出国に返送することになっております。他方、一九八三年の決議においては、輸入者あるいは輸送会社が負担するよう国内法を制定するようにという決議が出されておまして、この条約本文と決議との間には矛盾がある、こういう状況になっております。

それで現在の運用におきましては、例えば一般の旅行者が過って輸入した場合などを除きまして、任意放棄ではなくて輸入者に積み戻しを指導しております。善意で入れたのか悪意で入れたのか、あるいは動物の状況がどうか、こういったケース・バイ・ケースの具体的事例に応じて、今後とも行政指導によりまして積み戻しを命ずるあるいは任意放棄をさせる、こういったことをやってまいりたいと考えております。

○田淵勲二君 余り時間ありませんから深く追及はできませんけれども、またこれは改めて一通整理してやりますが、その任意放棄された動物の保管方法でございまして、いわゆる保管する施設がないためにせつかく生きている動物が死んだりしている例がかなりあるんじゃないかと思うんですね。だから少なくとも水際の保護施設、こういったものが私はぜひ必要なんじゃないかと思うんですけれども、この点の見解はいかがでしょう。

○説明員(林洋和君) ワシントン条約で水際でつかまれます動物、御承知のように、霊長類あるいはワニ、鳥、熱帯魚、いろんなものがございまして、それらの動物についての専門家、あるいはそれらの動物を保護管理いたします施設を一方所に集めてやるというのなかなか現実には大変でございまして、現在では日本動物園水族館協会と相談をいたしまして、それぞれの動物の専門家が、あるいは施設がある、そういった既存の動物園などに保護管理を委託している、こういう現状でございまして。

○田淵勲二君 その現状はよくわかってるんですけど、そういう保護施設を水際でつくるとかなんとかということとはもう全然検討の対象になっていないんですか。

○説明員(林洋和君) 私どもも、例えばイギリスの例とかそういった例も勉強しております。検討してないというところではございまして、ただ、いろいろ現実にはなかなか難しい問題もあるというところでございまして。

○田淵勲二君 最後に監視体制について伺いますけれども、いつも発見される端緒は、民間のトラフィック・ジャパンの方が町で発見をしたり、あるいは通関のときに発見をしたりしているんですけれども、通産省としてそういう監視を専門にするような監視官とか、そういう制度というものはどうなっているんですか。それを拡充するという方法は今お考えじゃないですか。

○説明員(林洋和君) 現在世界じゅうでは、御承

知のように、いろいろな野生生物の違法な取引がございまして。一般論として申し上げれば、規制をすればそれをいなくしようとする人間が出てくるというところでございまして、それをいかに防ぐかといえますと、私どもの考えでは、やはり基本的には世界的な情報ネットワークをいかに確立するかということだと思っております。

例えば、悪質な動物業者がいて猿をあの国に輸出しようとしているとか、あるいは日本の民間人がどうも野生のものを自分の国から持ち出したの、日本の税関でチェックをしてくれとか、こういった種々の情報が各国の管理当局あるいは条約の事務局、さらには民間の自然保護団体から寄せられるようになりまして。他方、私どもも逆に各国にもいろいろな問い合わせとかお願いをしていくというのが現実でございまして。

私どもとしては、やはり実務を担当しております税関あるいは私ども通産省、環境庁、それから各国の管理当局、条約事務局、民間団体、こういったものを含めまして、不正取引をさせない、そして野生生物を守るんだ、こういう立場にある人間が頻りに連絡をとり合って情報交換を行っていく、こういうことがやはり基本ではないかなというふうに考えております。

○清水澄子君 私は、まずアスベストの管理行政について伺いたします。

まず、文部省にお伺いしたいんですが、三月二十五日に東大工学部の八号館で石綿撤去工事中に起きた石綿汚染の事件なんですけれども、なぜこういう事態が生じたのか、問題点だけ、時間が短いものですからぜひ問題点だけ皆さんお答えいただきたいと思っております。

○説明員(西口千秋君) お答えいたします。東京大学の工学部八号館のアスベスト除去工事で粉じんの飛散事故があったことは、私どももまたことに遺憾なことだと存じております。本来、アスベスト除去工事は、粉じんが他に飛散しないよう室内に目張りをして、かつまた排風機を用いまして室内の気圧を低くして行うのが通常であります。

す。報告によりますと、今回の工事についても全く同じような工法がなされております。しかし、今回の事故は、排風機が停止しました夜間に、除去を行っておりました実験室に隣接するパイプシャフト、設備の入っております縦のシャフトでございまして、そこから粉じんが上の階の部屋に飛散したというふうな推定されております。

○清水澄子君 ですからこれは、今後こういう事故が起きないように再発防止を必要としていると思うんですけれども、建設省の方にお伺いしたいと思っております。

石綿処理工事に際して同じような事態が今後起こらないためには、今度の事故をひとつ教訓的に受けとめて、この処理工事の期間中に負圧を維持しておくこと、また事前調査を十分に行ってダクトなどの開口部を完全にふさぐことが必要だと思っております。もう一つ、こういう点が建設省の石綿処理工事マニュアルに書かれていないわけですから、それをぜひ今後このマニュアルに追加していただけないか、そして各省庁及び処理業者に周知徹底を図っていただきたいと思います。いかがでしょう。

○説明員(十電彬君) お答え申し上げます。

おっしゃいますようにマニュアルは「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」のことかと存じますが、これにおきましては、アスベストの除去工事を行う際には、養生作業の後、粉じん飛散抑制剤の吹きつけ作業というところから危険領域といえますが、飛散のおそれのある段階になるわけですが、その段階から養生シートの撤去までの間、工事区域を負圧にし、除じん装置を稼働しておくことと明記してございます。また、事前調査に関しましては、工事前には施工調査を十分行いまして施工計画書を作成するということが指針にございまして、現在持っておりますこの指針、この徹底が重要なことかと存じております。今後このような事態のないように、講習会等におきましてこういった点を強調しながら徹底を図っていきたく存じます。

以上でございます。

○清水澄子君 その二つの点は書いてあるわけですね。簡単に。

○説明員(十亀彬君) 記述してございます。

○清水澄子君 いや、それをぜひ業者に徹底していただくようにお願いをしたいと思っております。

○説明員(十亀彬君) 吹きつけアスベストは使われておりません。それでしたら、もう一つ関連してお伺いします。

建設省の石綿処理マニュアルにはアスベストを含有するロックウールの商品名が挙げられておりますけれども、これもアスベストに準じて扱うべきということですね。

○説明員(十亀彬君) ロックウールとアスベストにつきましては、全く別のものでございまして、扱いといたしましては別でございまして、

○清水澄子君 全く別ですか。アスベストに準じてではないんですね。マニュアルには書いてあるんですよ。——いや、次の質問に移ります。

文部省にお伺いいたしますけれども、東大工学部八号館では石綿を吹きつけた研究室がまだ四十四室も残っていると聞いているわけですが、東大には吹きつけ石綿が何平米ぐらいあるのでしょうか。そして、処理実績はどのぐらいありますか。

○説明員(西口千秋君) お答えいたします。

東京大学の建物全体で保有面積が九十八万平方メートルあるわけですが、そのうちの約四割に当たります四万平方メートルにアスベストが使用されております。現在までに、緊急度の高い部分から除去を実施するというところで、平成二年度までにおおよそ一五％の処理を終えております。

○清水澄子君 それは何平米ですか。

○説明員(西口千秋君) 一五％と申しますと、大体六千平米程度かと思っております。

○清水澄子君 国立大学の吹きつけ石綿三十万平米と言われているうち、どの程度処理されているのでしょうか。

○説明員(西口千秋君) お答えいたします。

文部省では昭和六十二年以降、各学校からの処理計画に基づいて実施をしておるところでございますが、現在、平成二年度までに緊急度の高い七十四校につきまして処理を実施したところがございます。

○清水澄子君 何平米ですか。

○説明員(西口千秋君) 面積で申しますと、おおよそ三万平米の処理を行っております。

○清水澄子君 いや、公立小中学校の吹きつけ石綿処理はどの程度進んでいるのでしょうか。

○説明員(西口千秋君) まず、先に訂正をさせていただきます。ただいま三万平米と申しましたのは平成二年度の処理量でございまして、累計で申しますと八万平米ということでございます。

それから、今回公立の担当者が来ておりませんが、各地方自治体からの申請に基づきましておむね処理を終了しているというふうに聞いております。

○清水澄子君 大体八〇％か九〇％ぐらいいっていますね。

そこで、小中学校の処理は進んでいて、なぜ国立大学はおくれているのでしょうか。同時に、小中学校の方にはこの吹きつけ石綿処理費用の三分の一を国が補助しているわけですが、今回の東大の場合は、処理面積六千平米のうち、施設整備費から予算がついたのはたつた十分の一の六百平米だけで、大部分は研究費と校費を回してやっていると聞いています。私は一昨年もこのことを指摘したつもりです。埼玉大学でも学生寮の天井に石綿が吹きつけられておるわけですが、除去工事の予算は半分に削られておるわけですか。そこで、昨年度と今年度、二年に分けて工事を行っ

ているわけですが、国立大学の石綿処理の予算はなぜこんなに少ないのでしょうか。

○説明員(西口千秋君) お答えいたします。

私も文部省といたしましては、従前から吹きつけアスベストの処理につきましては、講義室、寄宿舎、食堂等学生等が長時間利用するところ、いわゆる居室という概念に入るようなところ、それと劣化が進んでいるところを優先して実施するように指導してきたところであります。各学校では、それぞれの立場の中で、アスベストの使用場所あるいは劣化の状況を的確に把握しながら、処理計画を立てて申請を出すという形になっております。

またまたいろいろな形で現在使用中の建物、研究あるいは教育で使っておることから、一概に全部一遍にできないというようなことがあるものですからおこなわれているというふうに判断しております。

○清水澄子君 それは理屈のこじつけというものでないのでしょうか。この東大の場合も、先ほど言いましたように、予算が処理面積の十分の一しかついていないということは、十分の一ずつしかやれない。それでも足りないから研究費を足してやっているということ、そのために学校の夏休みとかに一週にやれないわけですね。小中学校の場合には、やっぱり夏休みとか生徒のいないときにこういう工事をする。これは当たり前だと思っております。特にアスベストの除去というのは、これは発がん性があって、大気がそういう物質で汚染されて、これを私たちが吸い込んだら危ないということ、この撤去工事が始まっているわけですから。

それが今回の東大工学部の事故は、みんな研究室に人間が同居する中で工事が行われている。こういうやり方というのは、緊急度が高いなどという理由ではないと思っております。それは、やっぱり予算がないためにこういう状態が起きているということだと思っております。今度の場合も、私

きょうはその健康の問題までは入らないんですが、雪のように真っ白になったという、そういう部屋に二晩も、その前段のときみんなもやで真っ白だったというんだけれども気がつかなかった、地下の工事から吹き上げていたことを。そこに学生たちは泊っていたわけですね、研究のために。ですから、そういう事態が起きているという面でも、やっぱりもと本心に、発がん性物質でこれは非常に有害な物なのだという、もう少し文部省も大学の石綿撤去のために抜本的な予算措置を講じていただきたいわけなんです。今後ともやはりこのままのペースでいかれるおつもりですか。それとも、今度の東大の事故の問題、これをひとつ考えて、今後は抜本的な予算措置を講ずる必要があるとお考えでしょうか。

○説明員(西口千秋君) ただいまお話に出ました工学部八号館につきましては、既に三年ほどにわたって工事を行っております。それは全体を一度にやれないというのは、使っている状況から申しまして、部屋ごとの単位で選択をしながらやっていくということになっております。そういうことから申しますと、また来年度以降にも八号館でアスベストの除去をしなければならぬというふうに聞いております。そのように、研究体制その他の動きの中で必ずしも一遍にできないということがあるものですから、私も東大からの処理計画に基づいた要求に従って事業を推進するようにはしております。

○清水澄子君 いや、大学の方から処理計画があれば一遍にでもできる予算をつけていただきたいと思います。そういうことをぜひお約束してください。

次に進みます。次は、首都高速道路四号線のアスベスト飛散事件についてですけれども、環境庁にお伺いします。

四月十二日の明け方、首都高速四号線に落ちた石綿は、二百七十キロが飛散して、住宅街にまで飛び散ったわけですが、こういう事件が起きたことについて環境庁はどう考えておられるか。と同時に、どういう対策をお立てになりましたか。

○政府委員(古市圭治君) 直接には首都高速四号線の道路管理をしておりますところ、それからまた世田谷区公害対策課というのが第一的に対応したわけでございまして、環境庁の方はその報告を聞いたということでございます。

環境庁全体といたしましては、先ほどからお話がございますように、関係省庁から必要な通知、要綱等が示され、また自治体でもその実施要綱が示されている、それが的確に運用されるように、必要な場合には状況報告を聞き、指導しているところでございます。

○清水澄子君 ここで話しているときはそういうゆとりでいいんですが、落ちたときにどこが管理したかというのは、今回の場合はちよつと時間がないので申し上げられませんが、今度調べをしてみまして、道路は建設省なんです。道路の上を走っているトラックは運輸省なんです。トラックの上に乗っている荷物は通産省なんです。運転中に落ちた荷物は警察なんです。そして健康被害は厚生省で、一体この問題が起きたときにどこが全体を総合的に調整してそれぞれに指導なさるのかというのが本当にないんですね。ですからこういうことを見ても、今回のように、これは原料です。原料の石綿の三十キロの袋が十個落ちて九個が袋が破れて飛び散ったわけですから、こういう石綿の運搬についてはどの省庁に責任が一番あると環境庁はお考えになりますか。

○政府委員(古市圭治君) 事件の経緯から申しますと、結局自動車の積み荷の状況ということが一番の原因ではなかったら、このように思いますが、関係省庁のどこがどうということではございませんで、それぞれ必要とところがそれぞれ対応をしていかなくてはいいけない。しかし、直接の原因はやはり積み荷の積み方の問題であったと、このように東京都からの報告を受けております。

○清水澄子君 それでは運輸省にお伺いいたします。トラック業界は運輸省の管轄だと思われかけけれども、さっき申し上げたように、石綿が廃棄

物になったときは非常に詳しく運搬の基準が決まっています、どういふふうにシートを張らなきゃいけないとか非常に具体的に書いてあるんですね。厚生省のこの廃棄物の運搬のマニュアルというのは廃棄物になったときです。今度は原料なんです。その前の一番最初の原料、この原料となる石綿は廃棄物よりもっと飛散しやすいわけですね。ですから、そういうものは荷台に覆いをかけるだけでは不十分だと思います。むしろコンテナなど密封容器に入れて運搬する必要があると思うんですけれども、そういう石綿の運搬中の飛散防止についてどのような規制があるのでしょうか。

○説明員(石垣勇君) お答えいたします。

運輸省におきましては、事業用自動車の運行の安全確保を図る見地から、アスベスト等の積載物の落下及び飛散等にかかわる事故の防止を含め、事故防止全般についての体制整備を図ってまいりまして、これまで運行管理者制度等によりまして業界を指導してきたところでございます。また昨年、貨物自動車運送事業輸送安全規則が施行されたところでございますが、この規則の中にも貨物の積載方法につきまして新たに規定し、積載物の落下及び飛散等による事故の防止を図ることとしたいたしました。運輸省といたしましては、こうした規則に基づきまして、今後とも積み荷の飛散防止等について関係業界を指導していきたいと考えております。

○清水澄子君 私は、ここで要請させていただきます。

貨物自動車運送事業法の「輸送の安全」というところには、一般的な荷物の安全というのは書いてあります。そこに、このアスベストというのはもつと有害物質ですから、ですから、厚生省も有害物質という規制には、日本ではまだアスベストを有害物質として規制されていないですね、有害物質指定が。しかし、厚生省には廃棄物段階でちゃんと輸送のマニュアルがあるわけですから、ぜひ荷主と積み荷の管理として運輸省も一つマニュアルを加えていただけないか、このことを

ぜひお願いしたいと思います。

そして、続いて通産省にお尋ねをしたいんですけども、通産省は一番この石綿業界と関係が深い省なんですけれども、通産省の方には工場の中だけのマニュアルがあります。石綿の原料袋が破れているときはどうしようとか。ですから、非常に何か全部部分に切れているわけですから、ぜひ今度の場合も、工場の中だけのアスベストの粉じんの排出抑制だけじゃなくて、やはりそれを扱う製造業界、石綿業界全体に対して、この原料となる石綿の輸送全般にわたっても、もう一つ、これに一行か二行、運送のときにも注意をしようというふうなことをぜひマニュアルに入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○説明員(長田直俊君) 御指摘の石綿原料の輸送

途上の落綿防止でございますが、平成二年二月に私どもの方が作成いたしました「石綿粉じん排出抑制マニュアル」という中で、原料の輸入先及び港湾荷役関係者に対し石綿原料が袋からこぼれることのないよう依頼することとされております。ただし、こういう形で、輸送途上という形で明確には書いておりませんが、昨年度から本マニュアルの周知徹底を図るために講習会を開催者の間で開催しているところでございまして、この講習会等を通じて、石綿原料の輸送途上の落綿防止について石綿製品製造業者及び石綿原料輸入業者にその周知徹底を図っていききたいと考えております。

○清水澄子君 いろいろひとつぜひ御協力いただきたいと思ひます。

ところで環境庁なんです、石綿の問題というのは基本的には環境汚染の問題であると思ひます。諸外国ではこれらはもうすべて製造の禁止とかそういう状況になっているわけですから、現在、申し上げたように縦割り行政の弊害というのは非常に多いわけですから、これを本場に調整すれば割合にそんなに重大な関係、何というんですか、話し合いをしなくてもお互いに融通し合ったり、それからお互いに協力し合える場というのは幾らで

もあると思うんです。ですから、環境庁はこういうふうな汚染事件が二度と起こらないようにやっていただくということを、長官ひとつぜひ決意を述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(古市圭治君) ちよつとその前でございますが、御指摘のように非常な分野に関係するという今の事例のとおりでございますので、私どもは昨年の十月に関係省庁の連絡会議というのを設けまして、必要な対策についての意見の交換等も行っております。きょう先生から直接担当の省庁へ御指摘がございましたので、それぞれの省庁での対策が進むと思いますが、またこの連絡会議でもきょうの話を披瀝いたしましたので、いろんな検討について協議をさせていただきたいと思っております。

○清水澄子君 では次に、高知県のマリンタウンプロジェクトの計画についてお尋ねしたいんですが、きょうは時間がありますので二つだけお聞きします。

この海岸が太平洋の方面で、全部自然の海岸のところを埋め立ててホテルをついたり、ここは日本列島でも非常に海浜環境では珍しい海、本当に海岸のすぐそこらサンゴがあるとか、それからここには大変貴重な植物、生物があるわけですね。そこを港湾の開発ということで、そして普通の、自然の海水浴場をわざわざ埋め立ててここに人工的な海水浴場をつくる、ここにボートのこういう提防をつくってわざわざこの流れを、全部自然を破壊していくというこういう事態が起きていることに對して、住民の間からも自然の破壊を危惧する声が高いわけですね。

これを運輸省に昨年もお尋ねしたんですけども、そのときにも、日本自然保護協会が実際に環境アセスを出したし、それからそこで調査書とか意見書を出しているわけですが、昨年の質問のときに運輸省は、それを今検討中でございましてお答えになったわけですね。どのような検討をなさったか、そこだけお答えください。

○説明員(木本英明君) お答えいたします。

昨年十月に日本自然保護協会の方から私どもの方に御指摘の意見書が提出されておるところでございます。それで運輸省といたしましては、この問題につきましては、このマリナー建設の計画だとかあるいは整備を実施する主体であります港湾管理者の高知県にいろいろ連絡いたしまして、事情聴取に努めておるところでございます。

高知県の御判断でございますが、この自然保護の立場からの御意見につきましては、やはり貴重な意見だというふうに受けとめられまして、環境の各項目について再度いろんな見直しを行われております。必要に応じて専門家の意見も改めて聞くなどされておりました。その後慎重な検討を行った結果、この計画が周辺の生態系に及ぼす影響は少なく、当初から目標としてきた自然との調和が図られるものと判断され、今後とも周辺の自然環境により一層の配慮を払い、この計画が地域活性化に結びつくように地元とも十分協力しながら取り組んでいく方針である、こういった報告を受けております。

私も運輸省といたしましては、整備の主体である高知県のこういった考え方、御判断を尊重してまいりたい、こういうふうに考えております。

○清水澄子君 この問題はまた続いてやります。環境庁は、きのう出された環境白書によりますと、海岸線については日本では自然海岸線がほとんど開発等によって破壊されて、特に野生生物の生存に不可欠なような条件というものがなくなつて多くの種が衰退してきていると、非常に明確に現状を認識していらっしゃるわけです。そうであるならば、今回の大手の浜の問題もぜひ独自で調査をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。一言で言ってください。

○政府委員(伊藤雄雄) この事業は地方港湾整備事業として行われておるところでございます。こういった事業の実施の際の環境影響の調査、これは事業主体であります高知県の責任において実施すべきものだというふうに考えております。いずれにしても、この結果に基づいて、こ

はリゾート地域でございますので、リゾート法に基づく協議がありますれば、その時点で検討したいと考えております。

○清水澄子君 これもまた後ほどやらせていただきます。

最後に一つ、これは環境庁長官にちゃんとお答えいただきたいんです。長官は、長良川の河口で建設の長良島町長選挙、推進派と今やっぱ自然を守るべきだという反対派と真つ向から対立した選挙だったんですが、長官の電報が推進側の町長候補の選挙の集会に、しかも選挙の真つ最中に送られてますね。

まちとひとがちようわしたゆたかであるおのちようちようのとうせんをみなさんのちからでかちとってください。かんきようちようちようかん、あいちかずお

こういう形で電報が届いているわけです。そして、相手候補はこの電報を皆さんの集会の前で振りかざしながら、前長官の電報は反対候補に行っているかもしれないけれども、私の方は推進派の愛知現職長官から激励を受けていますということ、これを皆さんに紹介をされたそうなんですけれども、この電報を打たれましたでしょうか。イエスかノーだけお答えください。

○国務大臣(愛知和男) 私も報道で知りましてびっくりいたしました。私自身そんなことは全くいたしておりませんし、念のため秘書等を調査いたしました。全くそういうことはいたしておりません。

○清水澄子君 じゃ長官、これは不本意であるというところでございましょうから、ぜひ長良川河口の環境保全のために全力を尽くされて、そして疑いを晴らされることを私はここで要請いたします。

終わります。

○須藤良太郎君 初めに、長官初め環境庁の皆さん、まことに多事多難の中、大変な御苦勞をいただいておりますことに心から敬意を表したいと思います。

います。

まさに、今地球環境問題はますます深刻になっておるわけでございます。そういう中で、昨年地球環境部が設置されました。また、公害研究所が環境研究所に変わって、その中に地球環境研究センターが置かれまして、地球環境に取り組み体制が一段と整備されたわけでございます。これにつきましては高く評価をいたしたいと思っております。委員会の先生方の御努力も大変だったというふうに思っております。この部ができました早速海岸環境対策に取り組むことになったわけでありますけれども、これは日本の大変な課題であると思っております。ぜひ全力を尽くしていただきたい、こういうふうに思っております。

最近クルド難民あるいは機雷除去の問題が重要になっておりますけれども、数日前ひやくを保持して原油除去と、こういう環境義勇軍の話が出ておったわけでございます。やはりクウェートの油田炎上問題、ペルシャ湾の油流出、そしてクウェートの淡水化施設の被害、こういう面につきまして日本国民はまだ非常に心配をされていると思っております。マスコミも若干干渉の報道になっておりますけれども、ごく最近の情勢、そして取り組みの方向、これをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○政府委員(加藤三郎君) 今先生お触れになられましたように、ペルシャ湾岸におきますいわゆる環境破壊といえますのは、前例もなく、そしてまた規模も大きく、まことに未曾有の環境災害、環境等破壊事件というふうに思っております。この事件が報道されますと、すぐに日本政府としても、日本の立場から貢献すべきいろんなことをやっております。我が環境庁におきましては、一月二十八日に大臣の指示によりまして対策本部などをつくるというふうなことをしていろんなことをやっております。

今お尋ねの最近の状況と申しますと、まずクウェートにおきます油田炎上でございますけれども、消火活動も少しなされつつはありますけれども、

も、しかしあの地域に大量に敷設されております地雷それから不発弾などのいわば危険物もまだたくさん油田地帯に残っております。また、五百から六百とも言われる油井が炎上いたしております。その周辺の砂地が大変熱くなっております。いわば焦熱地獄のような観を呈しております。そういうことで消火作業も非常に難波をいたしておるといって、このまま放置しますと一年から二年ぐらい消火自体にかかるのではないかとこのように言われております。

現在この油井火災から出ます煙が、非常に濃厚な煙でございます。私自身も政府調査団のいわばリーダーといたしましてクウェートの上空を小規模で低空飛行しながらその状況を見てまいりましたが、大変な状況でございます。その煙の影響は、八百キロメートルから一千キロメートルぐらいに及んでおる。もちろんそんなに長きにわたって濃い状態であるというわけじゃございませんが、いわばスモッグ状態となって大体千キロ、大ざっぱに言って千キロぐらいの影響を受けておるといふ状況でございます。

したがって、そういう状況でございますので、あの地域の生態系はもとよりでございますが、中でもクウェート及びその周辺諸国に住んでおります、クウェートに近いところに住んでおります方々の健康影響が非常に心配されるような状況でございます。環境庁を中心にいたしまして、我が国の大気汚染と健康影響の専門の第一人者である先生方を中心に、いわばあの地域の健康対策チームをつくりまして、間もなく、二十五日でございますけれども、日本を出てクウェートに参りまして、あの地域の健康対策、健康調査に当たるという、そういう状況になってございます。

一方、油の方でございますけれども、油による海の汚染でございますが、これまた大変な量が流れておりまして、しかも今なおとまっております。とまっていないう一番大きな理由でございます。これは発生源が海上にあるということで、しかもその海上には機雷が多数浮遊しておいて民間の調査

とか対策などがとれないという状況でございます。で、いわば現時点でもまだ蛇口がとまらない形で油が流れておるとい状況でございます。

したがって、それによる海岸の汚染、それからその海に住んでおります生物などに大きな被害が出ております。こういう状況を何とか助けるためのレスキュー、野生生物レスキューセンターというのがサウジアラビアのジュベイルというところにてございまして、ボランティヤなどを中心、油に汚れた鳥とかあるいはカメとか、そういったものを回復させるためにセンターが活動しておったわけでございますが、それに対しまして日本として協力すべく二十二日に日本を出発いたしましたわけでございます。私どもの政務次官が団長になって出ている、そういう状況でございます。

○須藤良太郎君 ぜひひとつ頑張ってくださいと思います。

そこで申し上げたいわけでありまして、けれども、まだ地球環境部ができたばかりでございますけれども、地球環境の問題を扱う上では今の組織といえますが、陣容は小さ過ぎるんじゃないか、こういうふうに率直に思うわけでございます。二課二室、二十数名、こういう陣容で地球環境、この問題を扱うというわけでございまして、非常に危惧しておるわけでございます。この間もこの委員会、この委員会は皆応援団だと中村先生等からお話があったわけでありまして、そういう意味では地球環境問題を扱うこの部の強化拡大、これをぜひ来年に向けて大きく要求していただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

特に、何と申しますか、保全に関する関係関係会議ですか、しかも地球環境問題担当大臣を持っておるわけでありまして、非常に役目は重大だと思っております。そういう意味でひとつ大臣に、この地球環境部あるいは環境庁の大幅な拡大強化、その辺の御決意をお伺いしたい、こういうふうに思うわけでございます。

○国務大臣(愛知和男君) 環境庁ができてこ

としてちょうど二十年でございますが、この数年、環境庁が取り組まなければならぬ課題というのが急速にふえております。特にその中でも、地球環境問題というのが急速にふえておるのが実態でございます。国際会議もいっぱいございまして、また、今度の湾岸の問題は突発ではございまして、けれども、こういうような話というのはこれから

も、紛争はともかくといたしまして、いろいろな事故だとかそういうものは起る可能性もございまして。したがって、現在の環境庁の体制ではなかなかそういうものに追いついていけないというのが正直なところ実態でございます。

私どもといたしまして、その拡充強化のために精いっぱい努力をいたしておりますが、一方、政府全体といたしましては、行政改革等のこともございまして、できるだけ小さな政府というように基本方針のもとで定員の削減等々をやったというところでございまして、その中で環境庁だけを強化するというのはなかなか難しい面もあるわけでございまして、しかし私ども、これは単なる環境庁の立場というだけではなくて、日本全体としてやはり環境庁を強化していく、また国際的な役割を果たしていくというのには大変大切なことだと思っております。関係方面にその必要性をこれからも懸命に説きまして、精いっぱい強化を図っていく決意でございます。

○須藤良太郎君 経団連等いろいろな団体、各分野からこの地球環境問題で相当な動きが出ております。そういう意味でも、やはり地球環境問題の進展が異常なほど速いわけでありまして、そういう意味で組織強化も思い切ってやっていかなければいか、こういうふうに思うわけでございまして、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

次に、地球環境問題と途上国への対応につきまして若干お伺いしたいと思います。

環境悪化の中で最も解決の困難なものは、やはり温室効果の増大によりまして気候変動、こういうふうに思うわけでございます。この気候変動の影響

響につきましては、今熱心に研究が行われておりますけれども、私、最近お茶の水女子大の内嶋普兵衛先生のお話を聞きました。それは主として農業との関係でありまして、いろいろな参考になりましたが、なかなか予測等は大変な問題と、こういうふうに思ったわけでございます。

IPCC議長のリット・ホリン氏によりまして、たとえ科学的調査、研究を尽くしても、この気候変動を完全に理解し予測することは今世紀中には不可能だ、こういうふうに言っておるわけでございまして。これは、やはり予測に影響するいろいろな要因なり要件を考えますと、大変難しい問題であると思っております。しかし、この面も全力を挙げていただきたいというふうに思っています。

そこで私は、まず何よりも温室効果増大を抑制することに全力を尽くすべきではないか、こういうふうに考えるわけでございまして、それはとりもなおさずCO₂の排出抑制と、途上国ですけれども、森林破壊の食い止めにあるのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。ホリン氏は、二〇三〇年には、現在、途上国が三割、先進国が七割というCO₂の排出量が四十年後には逆転して途上国が六割、先進国が四割だと、こういうことを言っておるわけでありますけれども、これはいろいろ資料を見ますと多少変わっております。そういう意味で、環境庁はこの辺はどういうふうに認識されておるか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(加藤三郎君) まさに先生、温室効果ガスなどによりまして地球温暖化問題の本質に触れる問題を御指摘だということに思っております。

(委員長退席、理事田淵勲二君着席)

もちろん地球の温暖化はいろいろな原因によつて起こるわけでございまして、一つには、私も先進国におきますれば豊かな生活といえますが、そういったものを求めていく過程の中で結果的に出てくるような問題、それからもう一つは、先生がお触れになりました途上国が人口重

のもで何とか生活を切り開いていきたいということの中から出てくるような問題、例えば焼き畑農業の問題あるいは工業開発を進めなくちゃいかぬ、その工業開発も比較的低い技術の中でやらずに、やがて、それで炭酸ガスが非常にたくさん出てくるというようなことでございまして。

例えば、私ちょっと試算をしてみましたわけでございますが、中国が仮に現在の韓国並みのいわば工業水準といえますが、そういったものになったとしたら、簡単にいえば現在の中国が韓国並みになったとしたら、炭酸ガスの排出量はどのくらいになるんだらうかというふうに見てみたら、その増加する分だけで現在の日本が出しているすべての炭酸ガスの約三倍になる。中国の工業のレベルといえますが、炭酸ガスの排出のレベルが、現在の韓国並みのいわば工業のレベルになろうとするだけで、その増加分だけで現在日本が出しているすべての量の三倍ぐらいいなくなってしまふ。

そういうことでございまして、まさに先生御指摘のように、途上国が非常に大きな動きを持っているというところでございまして、私どもといたしましては、途上国の工業開発を進める中にありまして、できるだけ省エネとか公害対策をやった上で、途上国に与える影響を少なくしていただくという、そういう施策をとりたいということと、昨年十月に取りまとめた地球温暖化防止行動計画の中にも、そういう思想でできるだけ支援をしていくということでございます。

(理事田淵勲二君退席、委員長着席)

先ほど先生がお触れになりましたホリンさんのおっしゃるように、現時点では炭酸ガスの約七割を先進国が占めております、途上国で残りの三割というところでございまして、確かに先生も御指摘になりましたようなシナリオがございまして、例えは二〇二五年、つまり今から三十五年程度先になりますと、それが途上国で約四四％、それから先進国では五六％というぐあいに途上国の割合がかなり上がってくるということ

でございます。

○須藤良太郎君 いずれにいたしましても、先進国の抑制はちろんでありますけれども、途上国に対する配慮が非常に重要だと、こういうふうに思っております。

私は、経済活動に対する先進国の調整というのは人的あるいは物的、そういう蓄積の厚い中で行われるわけでありまして非常に実現性は高い、こういうふうな思っております。けれども、問題は社会資本の少ない貧しい開発途上国、これはやはり生存ぎりぎりあるいはこれに近い形で調整を求められるわけでありまして、非常にこの調整は苦しいはずでございます。そういうことで、これはもう何度も言われておりますけれども、私もあえてこの途上国の環境保全問題、これを強く主張したいわけでございます。

今、地球温暖化防止に盛り込まれた国際協力の推進問題、ちよつと触れになりましたけれども、しばらく前に環境庁の地球環境問題政策検討会、これが「持続可能な開発の実現を目指して」というタイトルで中間報告をまとめております。相当これは途上国について書いてあると思っております。けれども、ごく簡単にポイントだけお聞かせいただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員(加藤三郎君) まさに私も環境庁内に地球環境問題政策検討会というものを設けて途上国との関係、特に先生お触れになりました持続可能な開発というものを実際にやっていくためにはどうしたらいいのか、先進国たる私も日本としてどういう視点でもって途上国とのつき合いをすべきであるかということについて検討していただきました。そして、基本的に約十項目程度のいわば方向づけをいただきました。

すべてを申し上げますと少し時間をとってしまいますので、幾つかのポイントだけ申し上げますと、先生もお触れになりましたように、開発援助プロジェクトの拡充を今後一層進めるべきである。これは三年間三千億円というのをめどにODAで環境に充てるといふいう方針をとっておりますが、これをさらに拡充していくべきだと。それから環境保全プロジェクト、いろいろござ

ります。それから環境保全プロジェクト、いろいろござります。例えば最近、アグロフォレストリーでありますとかあるいはエコ・ツーリズムなどと申しまして、途上国におきます観光事業をできるだけ環境に配慮したような観光事業をやっていくというエコ・ツーリズムというふうなものがござりますが、そういうようなプロジェクトも持続を支援しながら途上国が経済的に立ち行くように、つまり持続可能な開発ができるようにしていくべきだといったようなことを言っております。

それから、最近、幸いにいたしまして資金援助の国際的な枠組みがいろいろできております。一番典型的なものを申し上げますと、一つがオゾン層保護のためのウィーン条約がござりますが、それを実際に実施するためにはいろんな途上国に対して資金面で支援をしないといけないということ、フアンドができてございます。そういうフアンド。それから比較的最近でございますけれども、世界銀行とUNEPなどを中心にグローバル・エンパイロメンタル・ファシリティー、GEFと称しておりますが、いわば地球環境基金のようなものが世銀を中心にできております。そういうような枠組みづくりに対して日本としても積極的に貢献をすべきだといったようなことなど全部で十一項目触れております。

○須藤良太郎君 どうも国際関係のものは宣言とか声明文で終わるのが多いと思うわけでありましてけれども、もうこの段階は、やはりできるだけ実効がある具体策、そういうものを出していく段階ではないか、こういうふうな考えておるわけでございます。

私は、日本としてぜひ思い切ってやっていただきたいのは、環境保全に対する無償協力の拡大問題だと、こういうふうに考えておるわけでございます。実際に、現実に環境問題というのは余り利益にならぬわけですから、特に途上国は余りやりにくい。そういう面を考えると、どうしても日本の無償で思い切ってやってやるしかないん

じやないか、こういうふうな思っております。それから食糧問題も、FAOなりあるいはワイルドウォッチの白書を見ましても、まだ相当深刻になると思います。そういう環境面の破壊問題を防ぐのは、やはり無償でいろいろのものをやる、特に日本がこれを率先してやる、そういうことで協力していくことが重要ではないか、こういうふうな思っております。

私は前から、この無償協力はいろいろ種類がありますけれども、環境無償というものを環境庁の力でつくってこれからの途上国協力を進める、そういうことをぜひひとつお願いしたい、こういうふうな思っております。ひとつこれは大臣にお伺いしたい、こういうふうな思っております。

○国務大臣(愛知和男君) 日本の経済協力のあり方の問題かと思っておりますが、その中で、先ほどもと部長から答弁申し上げましたけれども、環境問題に関する援助をふやしていく、こういうことを政府全体としても世界に公約をしているわけでございます。

今の経済協力のやり方というのは、いわゆる要請主義ということで、援助を受ける方からの要請に基づいてこちらから応じていく。こういう基本的なやり方でございます。そういう中で、こちらからむしろこういうところに援助をするということになりますと、内政干渉的なことになる危険がある。こういうことから要請主義というふうになつていくわけでございますが、それを余り責めましますと、なかなか環境問題にしましては要請が出てこないというそういう現実もござります。

で、そこは何かと政策対話というふうなものをより密接にやっていくことによって、援助を受ける発展途上国の意識が変わつてもらわなきゃならない。こういうことでござりますので、そういうことなどを含めまして、環境に関する日本の経済協力というものがもっと大きくふえていくように努力をしていきたいと思っております。

○須藤良太郎君 この問題、各国も相当頑張っております。最後に、二つほど国内問題でお聞きしておきたいと思ひます。

一つは、水質問題に関する生活排水問題。これは昨年、水質汚濁防止法が改正されて、要するにこれからの生活排水対策になるわけでありまして、私も、私の予想以上に、生活排水対策重点地区を指定してひとつひとつの対策を講じようというこの計画は相当効果を上げていくんじゃないか、こういうふうな思っております。いづれにしろ基本的には下水道、集排、そういうものが整備されることが重要でありますけれども、これは本場のところしばらく時間がかかる。

そうすると、相当汚染のひどいところをぜひひとつこの重点地区に指定して、少なくともその地域の住民はそういうものに関心を持ち、また計画が促進できるようなそういうことが必要わけでありまして、それにこの重点地区の指定は非常に役立っているんじゃないか、こういうふうな思っております。最近、地財措置も講じられておるようでございまして、ぜひこれは頑張ってもらいたいと思ひますけれども、ごく簡単にこの指定状況、来年度への意欲をお聞きたいと思ひます。

○政府委員(武智敏夫君) ただいま先生がおっしゃいましたとおり、去年の六月に水質汚濁防止法を改正していただきまして、いわば生活排水対策の枠組みを整備していただいたわけでございます。その中の柱の一つが、いわゆる水質の環境基準等が十分に守られていない、そういうような地域につきまして重点的に地域を指定しまして、そこで施設整備なりあるいは住民への啓発普及を進めていくというふうなシステムにいたしましたわけでございます。

現在までのところ、一応今十五府県、十七地域で九十一の市町村が指定されております。主として、閉鎖的な湾ですとかあるいは湖沼ですとか、

あるいは特定の河川の水域を中心にやられております。例えば長崎県等におきましては、大村湾に流れ込む河川を含んでおる市町村が十一ぐらい指定されておりますし、あるいは愛知県等では矢作川に流れ込む河川の四つの市が指定されたり、あるいは滋賀県等では琵琶湖が真ん中にある関係もございまして全市町村が指定されたり、あるいは高知県等では四万十川に流れ込む河川の流域が指定されるというような状況になっております。

現在逐次、日々にございますが、実は三月いっぱいまで指定するようにというふうなこともあったわけでございますが、ちよつと地方の選挙の関係もありましてややくれぎみでございまして、ほかの県も鋭意指定の方向で進んでおると思っております。今年度中に大休今の倍程度にはなるんじゃないかというふうに思っております。とりあえず今年度そういう目標でございまして、今後とも市町村あるいは県と協力しまして、今おっしゃいましたような方向で水質の改善が図られるような方向に持っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○須藤良太郎君 いずれにいたしましても、これは生活排水対策の時代と言つてもいいわけでございます。せひひとつ頑張つていただきたい。殊に、農村部の方でこれは非常におくれておりますから問題が出てくると思ひます。よろしくお願いをいたします。

最後に、水田の環境保全の役割について、一言で結構でありますけれども、お伺いしたいわけでございます。

水田は地球を救うとか、あるいは山は水田をつくつたとかいろいろ言われますように、日本の水田というのは単に米だけでなく、森林とともに、御承知のように土砂の流出、あるいは土壌浸食の防止、洪水調節、地下水の涵養、あるいは水質浄化、特に今くみ上げの地下水は百億トンぐらい全国で使っておりますけれども、このほとんどが水田の鉛直地下水浸透でできる、こういうことも言

われておるわけでございます。こういう自然環境保全機能も非常に大きいものを持つておるわけでございます。今日日本の米問題は大変な時期に差しかかっておりますけれども、環境庁としてもこの水田の重要性をぜひ大きくPRしていただきたい、こういうふうに思つてございします。これは答弁は要らないということにいたします。

最後に、大臣に締めくくっていただきたいと思ひますけれども、本委員会でも審議の中で、環境庁、特に環境庁長官の強いリーダーシップを望む、そういう声が強いわけでございます。さらに、国内国外を問わず環境問題が人類生存の最大の課題、むしろこれからは安全な食糧と環境問題が二十一世紀の最大の課題ということでございします。湾岸問題も抱えておるわけでありまして、特に今回は、前の北川長官も味がありましたけれども、新進鋭鋭い国際通の大臣が見えたわけでありまして、非常に期待が大きいと思ひます。そういうものも念頭に置きまして、一言締めくくっていただきたい、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(愛知和男君) 先ほど水田のお話でございますので、ちよつと一言だけ触れさせていただきます。

私も、官城県でございしますので、水田の果たす役割というのを日ごろ官城県でのいろんな活動の中で痛感をしておりまして、私なりに努力をさせていただきます。

また、環境庁に対しては、常日ごろ、これはある意味では与野党挙げて応援をいたしましてまことに感謝にたえないところでございします。私も、甚だ微力ではございますが、さらに研さんを積ませていただきまして精いっぱい努力をさせていただきます。

○須藤良太郎君 どうもありがとうございます。○中村鋭一君 ただいま須藤委員が非常に具体的にかつ鋭く質問をなされたので、水濁法につきまして一点だけお伺いをさせていただきます。

その後、特に家庭排水について家庭の皆さん方に対する啓発活動等々は、アフターケアといひますか、実施状況といひますか、そういうものはどうなっておりますか。

それから、地方自治体もそうでございけれども、民間のこういった活動を熱心に行っているいろんな団体があると思うんですけれども、そういった団体に対しては具体的にどのような助成措置をなさっておりますか。

○政府委員(武智敏夫君) 委員御指摘のとおり、去年の六月に法律改正していただきました。九月に施行を見たわけでございます。その後、環境庁といたしまして、各地でいろいろ、各県によってそれぞれ運動は違つておりますけれども、いろいろ家庭生活排水対策のPRあるいは実践活動をやっておりますので、そういったことのために環境庁でもPR雑誌でわかりやすいパンフレットをつくつております。「おひかえなすって生活排水」と、こういう格好で役人流でないような、なるべくわかりやすい内容にいたしております。

それから各地域におきましていろいろ活動をやっております。それぞれユニークな活動をやっておりますので、それらをほかの都道府県なり市町村に、わかりやすくするために、各地域の事例等についてそれぞれ県なり市町村におろすというように活動をいたしております。

各都道府県におきましていろいろことが行われておりますけれども、例えば千葉県で言いますと、生活排水美人というふうな、名前はいろいろございしますけれども、各家庭のストレーナーでごみと水を分けましてきれいにし、かつてんぶら油等につきましては新聞紙に吸収させて、それをまた牛乳パックに入れて捨てる。あるいは米のすすぎ汁につきましては、これは庭のあるところとないところと違つてございしますが、なるべく自分の庭の植木にまくというふうな形で、かなり優良な事例等がございします。そういう方々を表彰するようなことによりまして啓発普及を図るといふようなシステムもあります。

それから、例えば先生の地元、滋賀県で言いますと、ほかの県よりもっと細かな目のストレーナーを普及させるようなシステムをやつて、それによりまして琵琶湖の水質汚濁を防止するといふような形になっておるわけでございます。

それから後半お話のございました各都道府県等に対する助成につきましては、環境庁は予算そのものはそれほど多くあるわけではございませんけれども、予算も全体的には、平成二年度五億五千万だったのを六億にするとか、いろいろ努力はいたしております。新たな計画づくりをする市町村に初めて計画助成をやるとか、あるいは金額的にはそれほど大きくないんですが、下水道の整備によつてもできない、あるいは農業集落によつてもできないようなところのいわゆる都市の下水路について、またこれもわずかでございしますが、新しい予算の芽をつたつたわけでございします。そういうことをやりまして、それぞれの地域の各河川なり湖沼の汚濁度に応じて補助をしていくといふようなことでやつてまいりたいというふうに思つております。

○中村鋭一君 大いに結構でございます。私もそのパンフレットをちょうだいしましたが、産排よりも家庭排水の方が例えばCODとか窒素とか燐とかそういうものの汚染の原因の大部分をなしているというのは、御家庭の皆さんもそれはびっくりされるだろうと思ひます。だから、そういう点で今後大いに努力をしてくださるようお願いをしておきたいと思ひます。

次に、先般自然環境保全法の一部が改正されて、あれは要するにサンゴに落書きをしたらいかぬぞ、それからバギー車でその辺をうかつに走り回るなよ、こういうことであったんだと思ひますが、実効は上がつておりますか、それが一つ、実際に検査の実例があつたかどうか。それからいま一つは、国立公園などの自然保護でありますとか、あるいは公園に対する、皆さんの公園の中の樹木を大事にしなすよう、あるいは公園の中で生息している動物たちを大事にしな

しょう、そういったことの啓発活動も含めてひとつお答えを時間まで、あと五分ぐらいありますからひとつたつぷりと、こゆつくりとやっていただきたいと思います。

○政府委員(伊藤卓雄君) まず、第一点の自然環境保全法の改正の問題でございます。昨年お認めいただきました自然環境保全法等の一部改正、これは六月五日付で公布されまして、昨年の十二月一日に施行がなされております。改正の趣旨、ねらいは二点、先生がおっしゃったとおり、第一番目がサング事件に発端があるわけでございますが、動植物の損傷、殺傷行為を規制する。第二点、四輪駆動車、スノーモービル、モーターボート等の乗り入れ規制の拡大という、この二点でございます。

第一点の動植物の損傷、殺傷事件につきましては、その後類似の事件は聞いておりません。

それから第二点の四輪駆動車等の乗り入れ規制でございますが、北海道知床国立公園を初めいたしまして、全国で十の国立公園の十五地区を定めまして乗り入れ規制を行ったところでございます。ここにおきましては、形どおりでございますけれども、まず標識、制札を設けるということが基本でございます。さらには関係団体への協力依頼ということでございますが、これが非常に大事でございますので、私もいたしましては、県を通じて、市町村を通じて行うことと同時に、私も所管しております国立公園管理事務所の所長を通じて地元に徹底させる、特に地元のマスコミへのPRが大事だということでそれをお願いしたところでございます。

その結果もあらうと思っておりますけれども、例えば北海道の乗り入れ規制につきましては、スノーモービルが激減したという効果を生んでおります。地元のマスコミでも規制効果は上々という表現で報道していただくといい形で、非常に効果が上がっていると思っております。今後ともこの規制地域の拡大というのを準備しておりますので、逐次進めてまいりたいという考えでございます。

それから第二点の自然に親しむという問題でございますけれども……

○中村鋭一君 特に国立公園ね。

○政府委員(伊藤卓雄君) 国立公園でございます。国立公園、県立、国定公園でございます。実は自然公園で一昨年のデータですと九・五億人が利用したというデータがございます。ただ、これは本当に国立公園という認識があつて行ったのかどうかかわらない。いろいろな観光統計から総合して九・五億人ということですが、いずれにしてもそういうふうに自然に親れ合いたいという気持ちはいふうに強まっておりますので、その辺を先生おっしゃるようになりますとリードしていくというのがこれからの行政であらうかというふうに考えております。

私もとしては、昨年の予算で重点化枠というのをもらいまして、トイレの整備であるとか、長距離自然歩道が十年以上たつたものが非常に悪くなつておりますので、改修であるとかということと施設整備の面でもひとつ進めていきたいと思います。行ったら悪い、危ないというのはやはり国民が愛着を持ちませんので、基盤整備を行うというのが第一の方向で、もう一つは思想普及といひますか、普及啓発であらうかと思ひます。

自然との触れ合い方というのはそれなりの知識があればまた変わってくるわけでございますので、これは学校教育が基本でもございますが、私もども私もどものテリトリーの中でやっていくというところで、大きく分けますと三つぐらいの視点があらうかと思ひます。

一点は、従来からやっておりますが、間もなく参ります四月の「みどりの日の集い」、あるいは五月の「野鳥保護のつどい」、それから夏休みになります「自然に親しむ運動」、こしは岡山県で全国大会をやります。それから十月には「自然歩道を歩こう大会」というようなことで、国が関与しているものだけでもこういう形がございますが、あと自治体等も多様な行事をやっておりますのでございます。さらには、こみを捨てない、持ち帰る

ということ、これは全国的に自然公園クリーンデーというものを定めて、これも公園事務所主導型でやっております。

それから、そういう活動の基本になりますのはやはりマンパワーでございますので、自然公園指導員というのが既にございますし、自然解説ボランティアというのがございますので、こういった人材育成にも努めてまいりたいと考えております。現在既に予算措置を講じてやっております。それから、そういった人たちがいて説明する活動の拠点というのとしてビジターセンターとか自然観察の森、例えば滋賀県の場合ですと栗東町などがございますけれども、あるいはもつと身近なものとして「ふるさといきものふれあいの里」ということで、これも滋賀県の例ですと朽木村などがございますが、そういったものをどんどん整備をしていきたい。

いづれにしましても、こういった一連の活動を統一的に進めるために私もとしては、大臣からも御紹介がありましたふれあい推進室というものを設けまして、ちゃんとした責任者のもとに進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中村鋭一君 ありがとうございます。

○山田勇君 御承知のように、環境問題は国ごとの域を越えて地球規模の問題となっております。地球温暖化問題にしましても、二酸化炭素、メタン、フロン、二酸化窒素等の温室効果ガスの大気中の濃度は、化石燃料の大量使用、森林破壊の増大などによる人間活動の増大に伴つてますます増加しています。このことが地球の温暖化をもたらし、気候の変動や海面上昇など、生態系や人間の日常生活にも悪影響を及ぼすことが指摘されております。地球温暖化問題に対して環境庁はどのような態度で臨むのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知和男君) 地球温暖化問題を初めといたします地球環境保全への取り組みは、我が国が世界に貢献するに最もふさわしい分野であ

る、このように考えております。世界に先駆けて環境保全型社会の実現に邁進し、積極的な環境外交を進めていきたい、このように考えております。このために、まず我が国の国内で地球温暖化防止対策を着実に実施して、さらにそれを踏まえて国際的枠組みづくりや開発途上国に対する支援など、地球環境保全に向けた世界的取り組みをリードする必要があると考えております。

このような認識に立ちまして、昨年、我が国は地球温暖化防止行動計画を決定したところでございます。こしは、この行動計画の初年といたしまして、計画に定められた対策を着実に実施していくとともに、国際的には、世界各国が協調して取り組むための基礎となる気候変動枠組み条約の一九九二年国連環境開発会議における締結に向けて、できる限り多くの国による合意が形成されるように積極的に貢献をしていかなければならない、こういうことで既に行動を起こしております。

○山田勇君 地球温暖化対策は手おくれになつてはどうしようもないと考えます。直ちに実行可能な具体策があるのかどうか、お伺ひいたします。また、この問題は発展途上国の取り組みに対しても支援を行うべきだと考えますが、この点、具体的にどうお考えになつておられるのか、お尋ねをします。

実は、きのう建設委員会で建設委員であります自民党の坂野委員が、この世紀末といひますから十年後にはいわゆる海面の上昇、それが、発表しているところによれば十年で一メートルというふうには言われているのでございます。それに対して建設、国土庁は今後どういう形で——スーパードームの審議の質疑の中で、私はそれを拝聴しております。二十何兆かかると言つておられます。一メートル海面が上がるだけで、対応していく防波堤、これはやばり川にも潮水入ります、農産物の問題、そういうのがあります。それから河川にも影響が出てきます。そういうことで二十何兆かかつて、今からそれをスタートしても十何

年かかるということですね。

だから僕は今、質問の中で、手おくれになったらもうどうしようもないですよ。これは、いやそんなことはないだろうなんて思っているんですが、十年というスパンで物を考えていきますと、一メートル海面が上昇するとそれだけ大きな国家予算が使われて、それでもまだ完壁ではないというふうな国土庁と建設省が答弁をなさっております。それを聞いたものでしたら、特にこの問題について手おくれのないように、これは国際的にリンケージをとって何とか対応策を考えてほしい。それは日本が主導権を握れますので、環境庁長官、ひとつこの点についての御答弁をいただきたいと思っています。

○政府委員(加藤三郎君) まず、先生、手おくれにならないようにと、全くそのとおりでございます。先ほど大臣の方から御答弁申し上げましたように、昨年の秋に地球温暖化防止行動計画をつくって、そして既に先ほど大臣が申し上げましたようないろいろなことに取り組み始めたということでございます。

もうちょっと具体的に申し上げますと、私も、まず行動計画の内容をよく国民各界各層の人に知っていただかなければならないということで、この前の委員会でも御指摘ございましたようなパンフレットづくり、そういったことも始めておりますし、いろいろな各種説明会などやっておりますが、それをもう少し具体的にやるためにモデル地域というのを設定いたしました。この平成三年度から全国で五地域ほどモデルを選びまして、新潟県、愛知県、兵庫県、広島県それから北九州市の五地域でございますが、このモデル地域におきまして温暖化防止行動計画に盛り込まれたものを実際に実施していく、円滑に推進していくにはどういふふうにしていったらいいか、また何か難しい問題があればどういふ問題があるのか、そういったものを見る、そういったことを始めました。

それから効果的な温暖化防止対策を導入するためには、まだまだ社会的なシステムづくりが必要

でございます。制度面で見直すべきものもいろいろとございます。そういった社会的システムづくりに関する研究を今年度から開始をいたしております。さらに、単に防止計画、先ほど田淵先生からの御質問にもございましたが、炭酸ガスをこのくらいにするという目標を定めて、その目標が単に絵にかいたもちに終わってはいけませんので、実際にどのくらいの排出量であるのかといったものを毎年度フォローアップしていく。これは関係閣僚会議におきまして二酸化炭素の排出の総量と対策の実施状況につきましてフォローアップをするということと、実際に計画がどの程度進捗しているのかというものを着実にしながら、先生がおっしゃるように、手おくれにならないように実施をしていきたいということでございます。

それから途上国支援につきまして、先ほど須藤先生にお答え申し上げましたように、まさに途上国をいかに巻き込んでいくというのが重要なポイントでございます。

私もとしていろいろなことを始めておりますが、具体的に幾つか申し上げますと、例えば本年一月にアジア・太平洋地域の国々を呼びまして地球温暖化防止のためのアジア・太平洋地域セミナーというのを開いております。これには中国、インドなど地球温暖化に非常に大きな影響を与える国々からハイレベルの代表にも来ていただきまして、それから水没するような国、例えば水没するおそれのある国として言われておりますトンガとかそういった国々も来ていただきましてセミナーなどもやっております。

それから途上国支援のためのいろいろなことをやっておりますが、例えばタイそれから中国などで無償の研究研修センター、中国の場合は日中友好環境保全センターという表現にいたしておりますが、そういういわばセンターづくりをいたしております。インドネシアなどでもそういうセンターづくりをいたしたいというふうに思っております。それからさらに、こういったものを国連レベルでもやるべく国連のUNEPのセンターを

日本に誘致しようと、具体的には滋賀県及び大阪府にUNEPのセンターを誘致すべくそういった努力もいたしているわけでございます。さらに、熱帯林関係では横浜に本部のございますITTO、こういったものを中心に途上国への熱帯林対策に支援をしていくということでございます。

それから先ほど先生お触れになりました海面の上昇でございますが、先ほど十年で一メートルというふうにおっしゃられました。これは来世紀末でございます。いわば百年ぐらいのオーダーで一メートルというふうには言われております。その点だけちょっと申し上げさせていただきます。

○山田勇君 ヒューストン・サミットにおいて気候変動に関する枠組み条約を一九九二年六月までに策定することになっておりますが、枠組み条約交渉の現在の状況と今後の我が国の対応についてお聞かせください。

○政府委員(加藤三郎君) まさに九二年六月の、来年のブラジル国連会議までには何とか気候変動に対応できる、人類社会として対応できる枠組み条約といったものをつくらうということと本年二月に、ワシントン郊外でございますけれども、第一回の交渉会議が開催されました。本格的な枠組み条約づくりの作業が開始されたところでございます。特に第一回の交渉会議におきましては、アジア諸国から条約交渉におきます我が国のリーダーシップに対する強い期待が表明されまして、この問題に対する我が国の対応が大変注目されております。

私もその責任を自覚いたしまして、温室効果ガスの排出抑制あるいは森林の保全の問題、さらには途上国に対する資金あるいは技術面での援助、そういったもので貢献をしていきたいということで、関係省庁、環境庁はもとよりでございますが、外務省あるいはその他の関係する省庁ともども力を合わせて今これに取り組んでいるところでございます。

○山田勇君 時間も来ましたので最後の質問にしますが、生活排水による汚濁水域の浄化事業等に

対する補助、いわゆる水質保全等施設整備補助ですが、これが五千万円となっておりますが、これは前にも言ったんですが余りにも少ない額ではないか。私の一月分の小遣いぐらいいやというような金額になっております。まず、この点を指摘しておきます。

そこで、生活排水による汚濁の著しい水路や地域のシンボリックな水域を浄化するための施設を設置することにより水質の浄化を図るとともに啓発の推進に資するものとありますが、シンボリックな水域を浄化するというのはどういうことを言っているんでしょうか。それと廃油回収システムの石けん再生施設設置などをうたっていますが、これは民間企業に委託するのか、また民間の環境保護団体などに依頼をするのか、具体的にどうするのか御説明をいただきます。私の質問を終わります。

○政府委員(武智敏夫君) 委員御指摘になりましたとおり、先般通していただいた平成三年度予算でございますが、その中で、初めてのことでございますが、環境庁の予算として水質保全等施設整備補助五千万円ということで、非常に微々たるものの子算がそれでもついたわけでございます。生活排水対策は基本的にはやはり下水道の整備なり、あるいは合併処理浄化槽の整備なり、あるいは農業集落排水施設の整備といったような、そういう他省庁、建設省なり厚生省なりあるいは農林水産省、それぞれの協力にまたなければならぬわけでございますけれども、いわゆる都市的な地域で公共団体が独自でやっておるような施設がございます。

小規模の、河川などというふうなものではございませんで、小規模の都市下水路的なものにつきまして、人工芝を敷いたりあるいは活性炭を敷いたりしまして、それによって河川といえますが、当該水路の浄化作用を高めるといふようなのがございますので、実は要求はちろんもっとたくさんやっているわけでございますが、いろいろな事情で冒頭申し上げましたようなことになったわけで

ございますけれども、ある意味では、これは初めてのことでございますので、金額的には非常に小さいわけでございますけれども、我々はこれを大事に育てていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

お尋ねのそのときのシンボリックな水域とはどういうものかということでございますが、これも我々としては、予算が大きくないものですから余り大きなことを言えないんですが、各地域におきまして歴史的に大事にしたいというような池ですとかあるいはお堀というようなものがございます。そういったものに対して、三分の一の助成でございますけれども、やれるような一つの芽ができたというふうに御理解を願いたい。これからまた努力していきたいと思っております。

そんなこともございまして、実はその後も自治省の方に働きかけておりまして、まずそういった県なりあるいは市町村単独で事業をやるときに、従来からある程度起債は認めてもらってあったわけでございますが、やはり起債の裏の償還財源につきまして地方交付税を特別に見てもらおうというようなシステムも平成三年度からやってみようということにいたしました。それから先ほど来言っております地方公共団体がいわゆる普及する、これは金額的にはそれほど大きくないわけでございますけれども、そういった面につきましても地方交付税の対象にしてみようという方向で現在自治省と話しております。大体そういうラインで認めてもらえんというふうな段階にまいっております。

それから二つ目の御質問の廃油回収なり石けんの再生施設に対する補助でございますが、とりあえず我々は市町村を対象に考えております。したがって、市町村が一応その施設は持つことになるわけでございますが、いろんな全国的な実態から見ますと市町村が自分でやるのはいろいろ制約がございますので、最終的には市町村が民間団体に委託して運営してもらっているというふうなことのようでございますので、結果的に、我々が

助成するものについても、そういうような運用になるんではないかというふうに理解いたしております。

○委員長(上野雄文君) 本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(上野雄文君) 速記を起こしてください。

○委員長(上野雄文君) 次に、日本企業の海外進出等における環境への配慮に関する件を議題といたします。

この際、便宜から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による日本企業の海外進出等における環境への配慮に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本企業の海外進出等における環境への配慮に関する決議案(案)

人類の生存と発展の基盤である地球環境が危機にさらされている今日、日本の行動が注目を集めている。それは、我が国が世界経済の割以上を占める経済大国として、多くの資源を外国に依存するとともに、国内の生産・消費活動及び企業の海外進出、開発途上国への開発援助等の対外活動を通じて、地球環境と大きなかわりを持つていくからである。

したがって、我々は、国際社会において、地球環境保全の分野で強力なリーダーシップを発揮し、積極的に貢献することが、高度な経済力と公害防止技術を有する日本の責務であり、日本の評価を高めるものと考える。

我が国の海外直接投資は一九八〇年代に入つて急速に拡大を続け、世界有数の海外直接投資国となっているが、海外進出に際しての環境アセスメントや公害防止対策については、民間企業の自主的努力に委ねられている。他方、日本国内の環境基準と公害防止技術は

国際的に高い評価を受けている。しかし、多くの日本企業は、海外進出に当たって現地法人化しているため、現地の環境基準に従うのみであり、我が国の高度な環境水準や技術を生かしている。高い公害防止技術を持つ先進国日本の企業が海外進出の際、自国の水準に照らして、できる限り高い基準で対処することは大切であり、環境面で真のリーダーシップを発揮する道である。

今後我が国は、国際社会の中で地球規模での環境問題において果たす責任と役割の大なることを踏まえ、次の事項の実現に努めるべきである。

一、国内で規制されている有害物質については、実態を踏まえながら、その輸出規制について検討すること。

二、海外直接投資なかつく製造業等の海外進出については、受入国において環境問題が生じることのないよう、受入国の基準に配慮しつつ、我が国内の水準に照らしてできる限り公害対策を投資企業においても実施するよう努力を促すこと。

三、政府開発援助による開発については、これによって環境破壊を引き起こすことのないよう環境アセスメントを実施するとともに、受入国の社会的文化的影響を考慮するなど環境への総合的配慮を行うこと。

四、政府開発援助に伴う環境影響の実態把握に努めるとともに、海外直接投資について、現地における環境対策の実態把握に努めること。

愛知環境庁長官。

○国務大臣(愛知和男君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を体しまして、今後十分に努力する所存でございます。

○委員長(上野雄文君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底解決のための裁判所和解(解決) 勧告の国による即時受諾と和解交渉の国会による促進に関する請願(第二一七四号)(第二一九八号)(第二二二一号)

一、かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願(第二二三四号)(第二二三五号)(第二二四一号)(第二二四二号)(第二二四三号)(第二二四五号)(第二二四六号)

一、水俣病問題徹底解決のための裁判所和解(解決) 勧告の国による即時受諾と和解交渉の国会による促進に関する請願(第二二二四号)

一、かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願(第二三三〇号)

一、水俣病問題徹底解決のための裁判所和解(解決) 勧告の国による即時受諾と和解交渉の国会による促進に関する請願(第二三四四号)

一、かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願(第二三二五号)

第二二七四号 平成三年四月五日受理

水俣病問題徹底解決のための裁判所和解(解決) 勧告の国による即時受諾と和解交渉の国会による促進に関する請願(二通)

請願者 熊本県鹿本郡植木町大字円台寺二

紹介議員 七六 前田孝子 外二名
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二一九八号 平成三年四月八日受理
水俣病問題徹底解決のための裁判所和解（解決）
勧告の国による即時受諾と和解交渉の国会による
促進に関する請願（三通）

請願者 熊本市東町四一ノ二ノ四〇一
前田恭宏 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二二一一号 平成三年四月九日受理
水俣病問題徹底解決のための裁判所和解（解決）
勧告の国による即時受諾と和解交渉の国会による
促進に関する請願（三通）

請願者 熊本県鹿本郡植木町投刀塚五ノ三
河野みち子 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二二三四号 平成三年四月九日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

請願者 横浜市中区金沢区大道一ノ六八ノ一
徳永歴亜 外九千二百名
紹介議員 山田 勇君
大量・無差別に野鳥を捕獲する、かすみ網は「使
用」が法令で規制されているだけで、日本全国で
自由に販売されている。そのため数多くの野鳥が
密猟の犠牲になり、地球の生態系を脅かしている。
ついでには、かすみ網による野鳥の密猟を根絶す
るため、かすみ網の一般販売を禁止する等の実効あ
る法令を制定されたい。

第二二三五号 平成三年四月九日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

請願者 北海道苫小牧市旭町二ノ三ノ二四

請願者 東京都三鷹市下連雀一ノ一六ノ一
ハイツあゆみ二〇一 原元奈津子
外九千二百名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四一号 平成三年四月九日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

請願者 千葉市畑町六六二ノ四〇一 辻井
寿子 外九千二百名
紹介議員 須藤良太郎君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四二号 平成三年四月九日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

請願者 東京都葛飾区白鳥二ノ四ノ四七
ザールお花茶屋五一九 池田昌枝
外九千二百名
紹介議員 石原健太郎君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四三号 平成三年四月九日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

請願者 東京都葛飾区金町二ノ二三ノ三
酒井香織 外九千二百名
紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四五号 平成三年四月九日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡八
五三ノ九 築田貴司 外九千二百
名
紹介議員 井上 章平君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四六号 平成三年四月九日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

請願者 横浜市港北区下田町二ノ一〇ノ五
五 久田ますみ 外九千二百名
紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四七号 平成三年四月十日受理
水俣病問題徹底解決のための裁判所和解（解決）
勧告の国による即時受諾と和解交渉の国会による
促進に関する請願（三通）

請願者 熊本県鹿本郡植木町大字平井五〇
六ノ一 石本純一 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二二四八号 平成三年四月十日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

請願者 神奈川県大和市柳橋三ノ三二ノ五
飯塚利一 外九千二百名
紹介議員 石川 弘君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四九号 平成三年四月十一日受理
水俣病問題徹底解決のための裁判所和解（解決）
勧告の国による即時受諾と和解交渉の国会による
促進に関する請願（四通）

請願者 熊本県鹿本郡植木町鑑田七六五ノ
三 田中忠義 外三名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第二二五〇号 平成三年四月十一日受理
かすみ網による野鳥の密猟の根絶のための鳥獣保
護及狩猟ニ関スル法律の強化・改正に関する請願

ノ三〇一 大畑孝二 外九千二百
名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。
四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は四月十二日）
一、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正
する法律案

平成三年五月二十日印刷

平成三年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P